

2019

NISHIHYOGO SHINKIN BANK

西兵庫信用金庫の現況



●豊かな街づくりをお手伝いする●

西兵庫信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/nisisin/>

NISHIHYOGO SHINKIN BANK 2019

●金庫の概要	1	●預金に関する指標	25
●営業地区	1	預金積金及び譲渡性預金平均残高	
●ごあいさつ	2	預金科目別残高	
●経営理念	3	預金者別残高	
●行動規範	3	定期預金残高	
●主な業務の内容	3	●貸出金に関する指標	25
●西兵庫信用金庫と地域社会	4	貸出金平均残高	
●地域密着型金融に関する取組状況	4	貸出金金利種別残高	
●金融仲介機能のベンチマークについて	6	貸出金使途別残高	
●トピックス	7	貸出金の担保別内訳	
●地域社会への貢献活動	8	債務保証見返の担保別内訳	
一般財団法人「 にしん 地域振興財団」		貸出金業種別内訳	
地域貢献		貸出金償却	
●総代会制度	9	貸倒引当金内訳	
●平成30年度の事業概況	11	●有価証券等に関する指標	27
預金積金		商品有価証券の種類別の平均残高	
貸出金		有価証券平均残高	
損益		有価証券の残存期間別残高	
●自己資本の充実の状況	11	有価証券の時価情報	
●リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等	12	運用目的の金銭の信託・その他の金銭の信託	
リスク管理債権の引当・保全状況		満期保有目的の金銭の信託	
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況		デリバティブ取引	
●お客さま本位の業務運営に関する取組方針	13	●主要な業務の状況を示す指標	29
●内部統制システムに関する基本方針	13	資金運用収支の内訳	
●統合的リスク管理の体制	14	受取利息・支払利息の増減	
信用リスク管理		業務粗利益・業務純益	
市場リスク管理		諸比率・諸利回	
流動性リスク管理		●自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示	29
事務リスク管理		●商品・サービスのご案内	41
システム・リスク管理		●手数料一覧表	43
●コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	15	● にしん のあゆみ	44
●反社会的勢力に対する基本方針	15	●組織の概要	45
●個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	15	役員一覧	
●金融商品に係る勧誘方針	16	●子会社等の状況	45
●保険募集指針	17	●事務所の名称及び所在地	46
●共済募集指針	17	営業地区・店舗網	
●利益相反管理方針の概要	18	店舗一覧	
●金融円滑化に向けた取組み	18	店外ATMコーナー	
●金融ADR制度への対応	18		
●貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	19		
貸借対照表注記			
損益計算書注記			
会計監査			
財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認			

金庫の概要

■創 業	昭和23年8月15日
■所 在 地	兵庫県宍粟市山崎町山崎190番地
■電 話 番 号	0790-62-7701(代表)
■出 資 金	969,135千円
■会 員 数	25,931名
■店 舗 数	26店舗
■店外A T M	11カ所
■常勤役員数	335名
■預 金 量	462,457百万円
■融 資 量	204,547百万円

(平成31年3月31日現在)

営業地区

宍粟市、佐用郡佐用町、揖保郡太子町、たつの市、姫路市、相生市、高砂市、加古川市、神崎郡のうち福崎町、赤穂郡上郡町、赤穂市、加古郡播磨町・稲美町、明石市、神戸市のうち西区

(平成31年3月31日現在)



地域で最も信用、信頼される 金融機関をめざして



■ ごあいさつ

平素は、西兵庫信用金庫に格別のお引き立てを賜り心より厚くお礼申し上げます。本年も皆様がより一層**にっしん**についてご理解いただくことを願い、当金庫の経営理念、業績、経営内容等をまとめた「西兵庫信用金庫の現況2019」を作成いたしました。ご高覧頂きますようお願い申し上げます。

さて、平成30年度の我が国経済は、夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられたものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、総じて緩やかな回復が続きました。当金庫の取引先の多くは中小零細企業であり、人口減少を背景とした売上不振、原材料費の上昇、慢性的な人手不足などの問題もあり、景気回復を実感するまでには至りませんでした。金融制度関連では、フィンテックの普及をにらんだ対応が本格化し、その推進の柱としてキャッシュレス化の促進が課題となりました。また、金融庁は、新しい社会・経済に向けた検査・監督行政への移行を進める一方、低金利長期化や企業数減少などを背景に、金融機関に対し、持続的成長に道を開くビジネスモデルの真剣な追求と構築を迫る姿勢を一段と強めました。

このような情勢下、昨年度は3カ年計画「**にっしん**中期経営計画2018(地域と共に成長する金融機関を目指して)」の初年度として、役職員一丸となって取り組みました結果、業容面におきましては、預金は、対前年度比で期末残高が2.3%増加、期中平均残高は2.5%増加いたしました。一方、貸出金は、対前年度比で期末残高が1.6%増加、期中平均残高は3.1%増加いたしました。損益面におきまして、今期の業務純益は23億7千万円、当期純利益は15億5千万円を確保することが出来ました。リスク管理債権の状況におきましては、平成31年3月末日現在で、貸出金に占める割合は4.1%となっております。しかし、そのほぼ全額を貸倒引当金あるいは担保等でカバーしており、信用リスクは極めて低い状態であります。自己資本比率も

19.0%と国内基準の4%を大きく上回る水準であり、安全性を確固なものにしており、当金庫の資産内容は高い健全性を維持しております。

経営の基盤拡大と経営体質の強化を経営の基本とし、合理化、効率化をはかりつつ役職員が懸命に努力しました結果、厳しい環境下ではありましたが、引き続き安定した業績を収めることが出来ました。

令和元年度は、政府の経済見通しによれば、10月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が持続する措置を講ずるなどの政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした景気回復が見込まれています。ただし、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等、景気停滞のリスクがあります。

当金庫においては、3カ年計画の中間年度となります。昨年度は、創立70周年事業で「感謝と飛躍」をスローガンにして、役職員一人ひとりの努力とチームワークが発揮された年でありました。今年度は、「お客さま第一主義」と「人財力・組織力の強化」に関して、さらに磨きをかけ、10年先に向けて飛躍できる年度としたいと考えております。具体的には、深化したMMSによるメイン化推進を基本として、Face to Faceでお客さまの話をよく聞き、ニーズに的確に応えられるよう営業店と本部並びに本部部門間が連携を密にして課題解決支援に取り組んで参ります。また、人財育成については、自らが考え実行することができる信頼される信用金庫人を育成することとしたいと考えております。当金庫と会員、地域の皆様との絆を一層深め、最良の金融サービスを提供することにより地域社会の持続的な発展に貢献するとともに、当金庫が安定成長軌道に乗るよう、役職員一丸となって尽力し精進を重ねる所存でございます。

今後とも何卒、倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

理事長 **志水 宣之**

経営理念

～地域で最も信用、信頼される金融機関をめざして～

私たちは

1. 地域と共生し豊かな街づくりに奉仕します。
2. 顧客に最良の金融サービスを提供し信頼に応えます。
3. 金庫の健全な発展に努めます。
4. 明るく働きがいのある職場づくりに努めます。

行動規範

(1)信用金庫の公共性、社会的責任の自覚

金庫の公共的役割を自覚し、経営の自己責任に基づく健全経営に徹し、その社会的使命を全うすることによって地域社会の発展に寄与します。

(2)お客様第一主義の徹底

お客様に誠心誠意、親切の心をもって接し、正確、迅速な金融サービスを実践します。

(3)誠実公正な行動

法令及びその精神を遵守し、社会的規範にもとることのないよう、行動は誠実かつ公正を旨とします。

(4)地域社会への貢献

金融を通じて地域社会の発展の為、地域とのコミュニケーションを密にして、産業の振興、文化の発展に寄与します。

(5)人間性尊重

心の豊かさを大切にして、人間性尊重の精神に溢れた働きがいのある風土を築き上げます。

(6)環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

(7)反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

(8)地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

主な業務の内容

① 預金及び定期積金の受入れ

② 資金の貸付け及び手形の割引

③ 為替取引

④ 上記①～③の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

(1)債務の保証又は手形の引受け (2)有価証券[(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものを除く]の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る) (3)有価証券の貸付け (4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証証券(以下「国債証券等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務 (6)次に掲げる者の業務の代理〔株式会社日本政策金融公庫/独立行政法人住宅金融支援機構/独立行政法人勤労者退職金共済機構/日本銀行/独立行政法人農林漁業信用基金/独立行政法人中小企業基盤整備機構/西日本建設業保証株式会社/日本酒造組合中央会/一般社団法人しんさん保証基金/年金積立金管理運用独立行政法人/公益社団法人全国市街地再開発協会/独立行政法人福祉医療機構/一般社団法人全国石油協会〕 (7)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)〔金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)〕 (8)信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)(信金中央金庫) (9)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い (10)保護預り及び貸金庫業務 他

⑤ 国債証券、地方債証券、政府保証証券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記④により行う業務を除く)

⑥ 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1)保険業法により行う保険募集
- (2)中小企業等協同組合法により行う共済募集
- (3)地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- (4)確定拠出年金法により行う業務
- (5)高齢者の居住の安定確保に関する法律の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等
- (6)電子記録債権法の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録に係る業務

西兵庫信用金庫と地域社会

～地域で最も信用、信頼される金融機関をめざして～

当金庫は、西播磨地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

預金積金について

当金庫では地域のお客様の着実な資産作りのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に努めております。

預金積金残高 4,624億円

貸出金以外の運用について

貸出金以外の資金運用については、安全第一を心がけております。

預け金残高 1,400億円
有価証券残高 1,523億円

**お客様
会 員**

会員数
25,931名

**地域の豊かな
未来のために**

ご融資について

地域の皆様からお預かりした預金は、資金を必要とされている地域のお客様に幅広くご利用いただいております。

貸出金残高 2,045億円

西兵庫信用金庫

・常勤役職員数 335名
・事業所数
 店舗数 26店舗
 店外ATM 11カ所

※計数は平成31年3月31日現在のものです。

お取引先への支援について

当金庫では融資部企業支援課が中心となって、企業の経営改善のお手伝いをしております。また、兵庫県立大学と連携を行い、一緒に個別企業の技術相談や工場を訪問するなどの活動を行っております。

その他にも、経営者及び次世代経営者の異業種交流・親睦を図る場として、「にしんJ-CLUB」を昭和57年5月に発足、平成20年8月には、「にしんJ-CLUB（次世代経営者を中心とした会）」を立ち上げ、現在では両クラブで約260名の方が会員となっております。研修旅行、勉強会等の他に外部講師を招いた講演会を行い、多数の参加をいただいております。



にしんJ-CLUBセミナー
経営コンサルタント
立石裕明氏
「若手経営者・事業承継の心構え」



70周年記念
にしんクラブ・にしんJ-CLUB合同講演会
スポーツジャーナリスト 二宮清純氏
「オリンピックへの期待」

地域密着型金融に関する取組状況

（中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況）

当金庫は、「地域と共生し豊かな街づくりに奉仕する。」「顧客に最良の金融サービスを提供し信頼に応える。」ことを経営理念として掲げ、創業以来培ってきたお客さまとのリレーションシップをもとに、地域金融機関として金融仲介機能の発揮に向け役職員一同本気で取組み、「地域で最も信用、信頼される金融機関」を目指しています。

平成30年度においても、「顧客企業の経営改善等に資するコンサルティング機能の発揮」に一層注力するとともに、「地域の創生・活性化支援への取組強化」「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の推進を通じて、引き続き地域密着型金融の実践に積極的に取り組みました。

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

- (1) 日常的・継続的な関係強化に向けた取組み
- ① 事業計画策定への関与と効果的なモニタリングの実施
 - ・定期的に訪問を行い、経営計画書の策定・進捗のモニタリングや課題解決に向けた提案・指導を実施
 - ② 商談会、相談会、セミナー等を活用した企業支援の強化、経営課題の抽出と支援策の提供
 - ・販路拡大としてビジネスマッチングや商談会の情報提供や事業承継として専門家による個別相談会への参加などライフステージに応じた支援メニューを提案
 - ・平成30年12月13日に「第4回しそビジネスサポート」を穴栗市・穴栗市商工会と共同開催し地域活性化に向けてビジネスフェア、個別商談会、経営相談会を実施
- (2) 目利き能力の向上
- 顧客企業のライフステージに応じた事業ニーズ・本業支援に対応できる「目利き能力」向上に向けた人材の育成
 - ・外部研修に派遣：近畿地区信用金庫協会主催の「融資渉外研修会」「コンサルティング機能強化研修」、兵庫県信用金庫協会主催の「事業性評価・コンサルティング機能強化講座」、「融資渉外能力講座」、「目利き力・企業再生支援講座」
 - ・通信講座を受講：「法人融資渉外実践講座」、「法人融資渉外基本講座」、「中小企業融資目利き力養成講座」
 - ・担当部門による「ものづくり補助金申請支援」、「当庫の支援メニュー」、「事業承継基礎研修」の勉強会を開催
- (3) ビジネスマッチングの推進
- ① 業界ネットワーク等を活用したビジネスマッチングの推進
 - ・大手企業とのビジネスマッチング機会の創出に兵庫県信用金庫協会「川上・川下ビジネスネットワーク事業」のシーズ・ニーズ企業登録を新たに2社申請
 - ・販路開拓に業界ネットワークを活用した各種ビジネスフェアや商談会への参加を提案。「おかやましんきんビジネス交流会」「あまがさき産業フェア」他ビジネスフェア・商談会に20社参加、信金中央金庫他の商品募集に5社申請
 - ② 企業支援情報の提供・活用
 - ・ひょうご産業活性化センター、中小企業基盤整備機構、神戸商工会議所などの販路開拓や経営力向上に繋がる情報提供並びに補助金・助成金の活用を案内。経営力向上計画・経営革新計画の策定支援9社、補助金申請の支援19社実施
- (4) 創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継等に向けた取組み
- ① 地域自治体・商工団体等と連携した創業・新事業支援の取組み強化
 - ・穴栗市・穴栗市商工会・日本政策金融公庫との創業支援事業の協定に基づき、「創業塾」を10月に6回シリーズで開催、26名が受講
 - ・創業・第二創業・新事業の創業支援に積極的に取組み融資実行44先、うち日本政策金融公庫と12先について協調融資、創業計画策定支援13先
 - ② 経営課題解決に向けた支援と専門家の活用
 - ・取引先の経営課題解決に向けて、兵庫県立大産学連携機構、日本貿易振興機構（JETRO）、新産業創造研究機構（NIRO）、中小企業基盤整備機構、ひょうご産業活性化センター、兵庫県よろず支援拠点、認定支援機関など多くの外部専門機関と連携した支援実施
 - ③ 兵庫県中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター、信用保証協会等の外部機関を活用した事業再生支援の実施
 - ・中小企業再生支援協議会・経営改善支援センターを活用2社、兵庫県信用保証協会の経営サポート会議を活用1社、同専門家派遣制度を活用10社。
 - ④ 医療・介護・環境等の成長分野への取組強化
 - ・医療・福祉分野19件435百万円、環境・太陽光分野6件183百万円、農業・林業分野4件24百万円合計29件642百万円の融資取組実績
 - ⑤ 次世代経営者を対象にした事業承継支援を実施
 - ・次世代経営者を対象にした「にしんJ-CLUB」において経営コンサルタント 立石裕明氏を講師に招聘して「経営者として生き抜く力とは」、「事業承継者の心構え」をテーマにセミナーを2回実施

- (5) 外部専門家・外部機関等との連携
 - 事業性評価に向けた外部専門家、外部機関との有機的連携
 - ・事業性評価、コンサルティング機能の強化に公的機関等外部機関と連携した取組みを実施。ひょうご産業活性化センター「技術・経営力評価報告書」による評価書作成1社、特許庁「知財ビジネス評価書作成支援事業」2社評価書作成中
 - ・兵庫県事業承継ネットワークに参加し、事業承継診断を16先実施

2. 地域の創生・活性化支援への取組強化

- ① 一般財団法人「にしん地域振興財団」を通じた地域創生・活性化支援への積極的な取組
 - ・地域のコミュニティ活動助成事業に対し205万円を助成
 - ・青少年健全育成助成事業に対し217万円を助成
- ② 地域自治体等と連携した地域創生・活性化に向けた取組
 - ・地元の高等学校と連携し、地域活性化（地域のにぎわいづくり）の取組みとして、当金庫本店ショーウィンドウに作品を4回展示
 - ・穴栗市および穴栗市商工会、当金庫の三者で包括連携協定を締結
- ③ 地域自治体等における「地域創生総合戦略」の具体策推進への積極的な取組
 - ・穴栗市地域創生戦略委員会に委員として参画、佐用町まちづくり推進会議に委員として参画、西播磨県民局地域創生戦略会議に委員として参画、播磨圏域成長戦略会議に委員として参画

3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

- 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の支援・活性化への取組強化等について、ホームページやディスクロージャー誌等を活用した分かりやすい情報発信
 - ・平成29年度の「地域密着型金融の取組状況」をホームページ（6月）とディスクロージャー誌（7月）で公表
 - ・平成30年度の「地域密着型金融の推進計画」をホームページ（6月）で公表
 - ・平成30年度の「地域密着型金融の上期取組状況」をホームページ（11月）で公表
 - ・西播磨地域の中小企業102社を対象にした景気動向調査を実施し、調査結果を「にしん景況レポート」として公表（4月、7月、10月、1月）

4. その他地域貢献

- ① 小中学校での金融教育活動の実施
 - ・小中学校での金融教育は4校実施（千種小学校、山崎小学校、波賀中学校、城下小学校）
 - ・姫路市高浜小学校の生徒約30名が、生活科の時間に社会勉強の為、飾磨支店に来店。生徒からの質疑応答について支店長及び女性職員が対応
- ② 夏休み親子企業参観の開催
 - ・当金庫職員親子を対象に、職場見学と金融教育を実施

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨と内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	平成30年度
新規に無保証で融資した件数	192件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.22%
保証契約を解除した件数	97件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	1件

経営改善支援等の取組み実績【30年4月～31年3月】

(単位：先数)

		期初 債務者数 A	うち経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に債務者区分 がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分 が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を 策定している全ての先数 δ	経営改善支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正常先	①	2,952	0		0	0	0.0%		—
要注 意先	うちその他要注先 ②	497	52	4	46	52	10.5%	7.7%	100.0%
破綻 懸念先	③	1	1	0	1	1	100.0%	0.0%	100.0%
破綻懸念先	④	91	10	0	9	10	11.0%	0.0%	100.0%
実質破綻先	⑤	83	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻先	⑥	16	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)		688	63	4	56	63	9.2%	6.3%	100.0%
合計		3,640	63	4	56	63	1.7%	6.3%	100.0%

金融仲介機能のベンチマークについて

平成28年9月に金融庁から、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標として、「金融仲介機能のベンチマーク」が公表されました。当金庫では、地域の中小企業や小規模事業者の皆様のライフステージに応じた積極的な支援を行うなど、金融仲介機能の発揮に積極的に取り組む中、今後も地域の活性化に向けた取組みを強化していくため「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、金融仲介機能の質の向上に努めています。

当金庫の平成30年度の金融仲介機能の取組状況については、以下のとおりです。

■当金庫がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数及び同先に対する融資額の推移

メイン先数	メイン先の融資残高	経営指標等が改善した先数
1,612先	852億円	949先

*融資残高1位が判明している先を単体ベースで集計しています。

経営指標等が改善した先（949先）に係る 3年間の事業年度末の融資残高の推移	29/3期	30/3期	31/3期
	519億円	554億円	568億円

■当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

条件変更総数	好調先	順調先	不調先
239先	18先	69先	152先

*売上高を基準に、経営改善計画に対して実績の進捗状況を次のように区分しております。好調（120%超）、順調（80%～120%）、不調（80%未満）

*経営改善計画を未策定の先は不調先を含めています。

■当金庫が関与した創業、第二創業の件数

支援・関与総件数
77件

■創業支援先数（支援内容別）

創業計画の策定支援	融資（プロパー）	融資（信用保証付）	政府系金融機関等協調融資
13先	20先	25先	13先

■ライフステージ別の与信先数及び融資額

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	3,632先	218先	173先	1,134先	102先	419先
上記先の事業年度末の融資残高	1,374億円	44億円	97億円	718億円	48億円	212億円

*創業期（創業から5年まで）、成長期（売上高平均で直近2期が過去5期の120%超）、安定期（同120%～80%）、低迷期（同80%未満）、再生期（貸付条件の変更または延滞がある先）

*直近5期間の財務データが入手できない先は集計していないため、合計は合致しません。

■当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び全与信先数及び融資額に占める割合

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	1,167先	658億円
上記計数の全与信先数及び全与信先の融資残高に占める割合	32.1%	47.9%

*貸付条件の変更先は含めておりません。

■ソリューション提案先数及び融資額、及び全取引先数及び融資額に占める割合

	全取引先①	ソリューション提案先②	②／①
ソリューション提案先数、及び同先の全取引先数に占める割合	3,632先	122先	3.4%
上記先の融資残高、及び同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合	1,374億円	114億円	8.3%

*ソリューション提案は、本業支援、経営計画策定支援、創業支援、販路開拓支援、M&A支援、事業承継支援などの提案を行っている先。

*上記提案を実施している先でも、与信取引がない先及び貸付条件の変更先は含めておりません。

トピックス

おかげさまで**にしん**は、平成30年8月15日に創立70周年を迎えることができました。これもひとえに地域の皆様方の力強いご支援の賜物と深く感謝しております。

●穴栗市に3,000万円寄贈



令和元年5月12日に山崎文化会館にて記念式典を行いました。

●8月15日 感謝デー



店舗毎に様々なイベントを考案し、お客さまを迎えました。



本店営業部ロビーに展示。

■ 標語、シンボルマーク

全職員からアイデアを募り、一致団結を誓いました。

●メインテーマ 「感謝と飛躍」

●標語

「おかげさまで70年 確かな“絆”を もっと先へ」
「感謝で迎えよう70周年 笑顔で迎えようお客様」

●シンボルマーク

＜コンセプト＞

虹は、にしんとお客をつなぐ架け橋。また、未来へ向けた架け橋をイメージ。
これからも地域のお客様とともに歩いていくことを表現しています。
また、70周年を7色の虹にたとえ、10年ずつ積上げてきた歴史を表現しています。



地域社会への貢献活動

西兵庫信用金庫は、利益の極大化を追求する経営とは異なり、自らの地域社会ビジョンを持ち、地域市民、地域社会の新しい風を感じながら、一人ひとりの会員・お客様からもたらされる恵み(経済的・文化的・社会的恵み)に対して価値を提供する、共に持ち寄って利益を分かち合う組織を目指しております。よって、金融面だけでなく、創業以来、文化的・社会的貢献にも力を入れております。

■ 一般財団法人「にしん地域振興財団」

にしん地域振興財団は、地域貢献の一環として当金庫が基金の全額を拠出して設立した財団です。現在の基本財産は1億8千5百万円となっております。西播磨地域の振興・発展を図るために、様々な事業の助成を次の通り行いました。

● コミュニティ活動助成事業(助成金額205万円)

- ① 宍粟市さつきマラソン大会に対する助成
- ② 山崎町納涼夏祭りに対する助成
- ③ 新宮町納涼ふれあい祭りに対する助成
- ④ 太子あすかふるさとまつりに対する助成
- ⑤ 相生ペーロン祭に対する助成
- ⑥ 宍粟市ゲートボール大会に対する助成
- ⑦ その他各町のコミュニティ活動助成事業等13件



宍粟市さつきマラソン大会



波賀小学校からのお礼状

● 青少年健全育成助成事業(助成金額217万円)

- ① 宍粟市小中学校幼稚園、児童・生徒等健全育成会に対する助成
- ② 宍粟市小学校訪問ふれあいコンサートに対する助成
- ③ 兵庫県警察少年柔道・剣道大会に対する助成
- ④ その他青少年健全育成助成事業等8件



読書感想文コンクール



太子あすかふるさとまつり

■ 地域貢献

● ボランティア活動

にしんでは、支店毎やブロック毎で様々なボランティア活動を行い、地域と共生し豊かな街づくりに奉仕するよう努めております。



「信用金庫の日」の清掃活動

● 金融教育活動

お金の大切さや金融機関について学んでもらうため**にしん**の職員による金融出前講座を小中学校で行いました。



波賀中学校金融教育活動

● ショーウィンドウディスプレイ

地域のにぎわいづくりのために、本店北側ショーウィンドウを活用して、山崎高等学校と龍野北高等学校の生徒の皆さんによって年4回ディスプレイして頂きました。



平成30年6月山崎高等学校



平成30年9月龍野北高等学校

● ビジネスサポートの開催

地域活性化を目的として、宍粟市・宍粟市商工会・当金庫の三機関共催で平成30年12月13日に「第4回しそビジネスサポート」を開催しました。



第4回しそビジネスサポート



● 兵庫県よろず支援拠点によるセミナー

兵庫県よろず支援拠点の協力を得て、「バイヤーとの商談を成功させるには」等ミニセミナーを開催しました。



● 宍粟市・宍粟市商工会と包括連携協定を締結

平成30年6月25日に宍粟市、宍粟市商工会、当金庫の三者で地域創生の実現にむけた包括的な連携協定を締結いたしました。



総代会制度

1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

2 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年で、定年制を採用しています。
- ・総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。なお、平成31年3月31日現在の総代数は100人で、会員数は25,931人です。

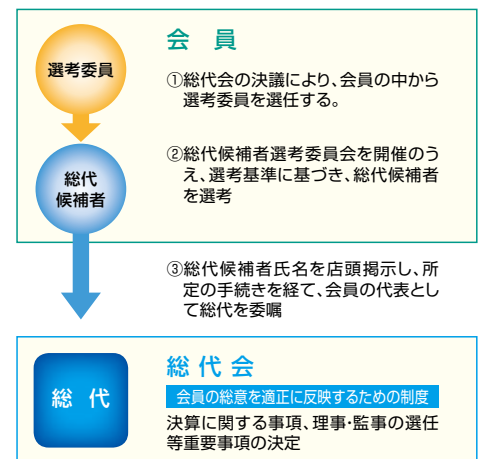
(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員会を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代会のしくみ



総代候補者選考基準

① 資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で73歳を超えていない者

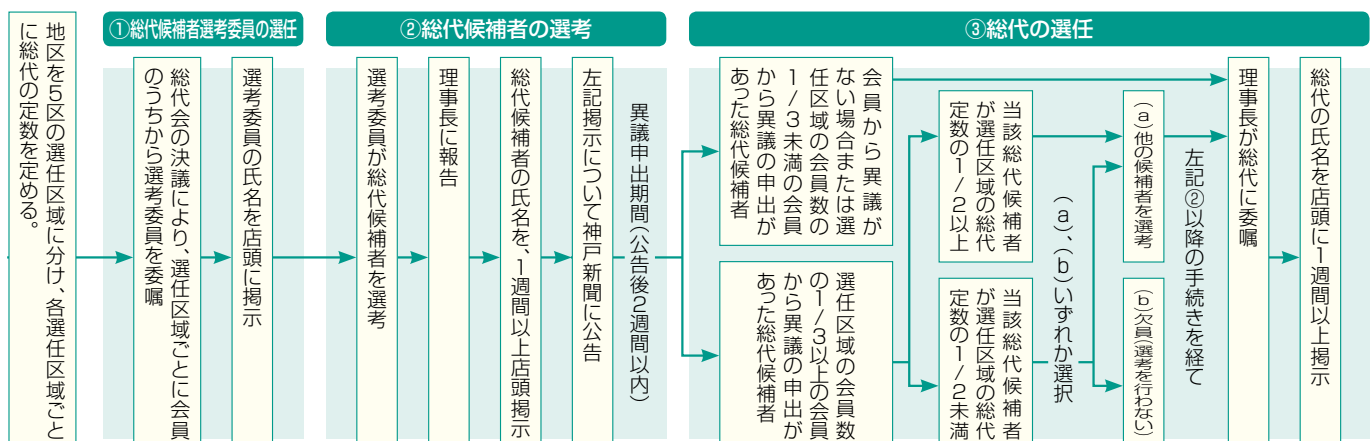
② 適格要件

- ・総代としてふさわしい見識を有している人
- ・良識を持って正しい判断ができる人
- ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人
- ・その他総代選考委員が適格と認めた人



創立70周年臨時総代会新春総代経営講演会
日本総合研究所会長 寺島 実郎氏
「世界の潮流と日本経済再生の機軸」

〈総代が選任されるまでの手続きについて〉



3 第70期通常総代会の決議事項

令和元年6月21日開催の第70期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- | | |
|-------|-------------------------------|
| ①報告事項 | 第70期業務報告、貸借対照表並びに損益計算書の内容報告の件 |
| ②議案 | 第1号議案 第70期剰余金処分案承認の件 |
| | 第2号議案 会員除名の件 |
| | 第3号議案 任期満了に伴う理事改選並びに監事改選の件 |
| | 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金支給の件 |



第70期通常総代会

4 臨時総代会

平成31年2月2日開催の臨時総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- | | |
|----|-----------------------------|
| 議案 | 第1号議案 会員資格要件の拡充にかかる定款一部変更の件 |
| | 第2号議案 新店開設に伴う定款一部変更の件 |

5 総代の氏名

(令和元年6月21日現在 50音順 敬称略)

●北部地区(穴栗市一宮町・波賀町・千種町)10名

秋田 博史④ 大井 朋則⑦ 奥田 隆三⑦ 垣内 英也⑨ 垣尾 秀雄⑩ 金本 和喜④ 林 伸介⑨
森 正義⑥ 森下 隆志③ 山岸 洋之⑤

●中部地区(穴栗市山崎町・姫路市安富町・夢前町、佐用郡佐用町)30名

荒木 新五⑦ 南イガキ 取締役会長 居垣 静夫① 伊藤 和久⑧ 伊藤 忠宏⑧ 井上 博文③ 稲田 実① 内海 利文⑤
カメウチ電機㈱ 代表取締役 永峰 和之③ 北村 正和⑧ 衣笠 均⑨ 下森 繁弘⑧ 小寺 量也⑦ 坂口 明弘④ 神名 大典⑦
妹尾 孝信⑩ 竹田 英雄⑤ 谷口 幸三⑧ 谷笹 利浩① 福井 秀家⑧ 藤井 哲郎⑩ 藤村 哲朗④
三浦 克幸① 光岡 勝利⑨ 三谷 恭三⑦ 宮脇 昭介② 三渡 圭介⑥ 宗接 和人⑪ 八木 裕三④
安井 唯善⑦ 山田 佳幸⑦

●揖龍地区(揖保郡太子町、たつの市、相生市、赤穂市、赤穂郡上郡町)22名

魚橋 哲夫① 池尻 雅好① 大谷 聖④ 緒方 宏紀① 片岡 孝次① 木津 真人⑩ 木南 一志⑦
熊橋 啓一⑨ 小坂 忍④ 菅野 敦士① 菅野日出男③ 玉田 雅史③ 西村 文博① 野崎 治雄⑦
藤井 伸一⑨ 母里 英雄① 前田 俊克② 松田 隆③ 松本 良三② 八木 良之③ 柳原 政富⑨
山本 邦夫⑧

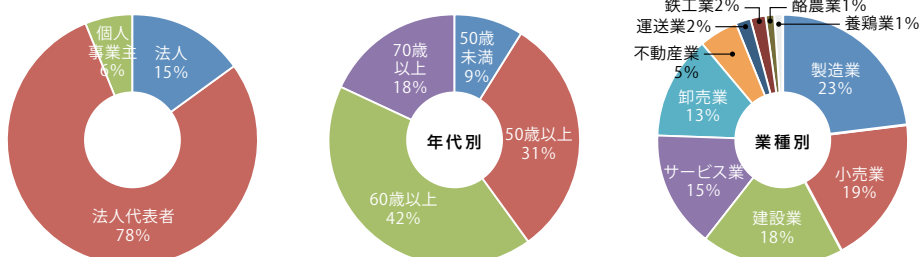
●南部地区(姫路市(安富町・夢前町を除く)、神崎郡福崎町)29名

有馬 久和② 石井 哲人③ 石田 文徳⑤ 茨木 潤一① 上林建設㈱ 代表取締役 上林 博幸⑭ 南エムアンドエム食品 代表取締役 大盛 正裕③
岡本 博文⑤ 梶浦 伸宏⑧ 是川 文孝① 澤田 安弘⑤ 塩谷 太⑥ 医療法人財団清良会 理事長 前田 賢吾⑦
瀧元 一彦⑤ 辻 幸次郎④ ㈱パナホーム兵庫 代表取締役 香山 恒紀⑧ 原田 信弘④ 福久 元氣③ 医療法人ひまわり会八家病院 理事長 平位 稔之④
二木三千哉④ 前原 啓作① 森 信明⑨ 森川 健一⑩ 森下 誉樹⑤ 山本 益臣⑥ 横野 修三⑧
横山 重紀⑦

●東部地区(高砂市、加古川市、加古郡播磨町・稲美町、明石市、神戸市西区)8名

川上 忠光⑨ 南協和電気㈱ 代表取締役 脇谷 政孝⑩ 栗原 直樹② 南神戸家具 代表取締役 高野 修一⑤ 鶴田 彰二① 南兵庫製作所 代表取締役 井上 庸⑩ 三宅 忠③
ヤング開発㈱ 代表取締役 伊藤 正裕⑭

総代の属性別構成比



※氏名の後の数字は総代への就任回数
※年代別の構成比は、個人総代の年齢によるもの
※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主によるもの
※構成比は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております

平成30年度の事業概況

平成30年度は、3カ年計画「**いしん** 中期経営計画2018（地域と共に成長する金融機関を目指して）」の初年度として、以下の4項目を経営方針に掲げ、地域金融機関としての使命と責務を果たすべく、役職員一丸となって取り組みました。

- ① 支援力・営業力の強化 ② 経営力の強化 ③ 内部態勢の強化 ④ 人材力・組織力の強化

預金積金

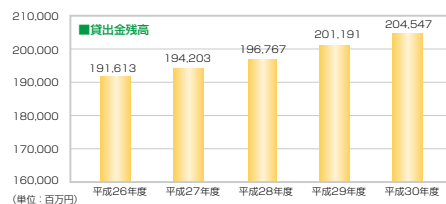
預金におきましては、要払性預金を中心に増加しました。

要払性預金では120億円増加、定期性預金では14億円減少したことにより**預金末残は105億円増加し、4,624億円**となりました。



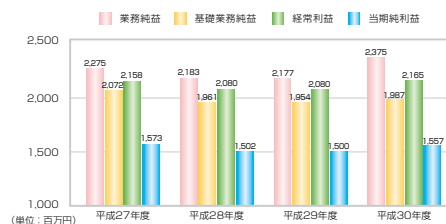
貸出金

貸出金におきましては、中小企業融資、個人ローンや住宅ローンを中心に推進しました。住宅ローンで5億円の減少、保証付個人ローンで7億円の増加、中小企業向け融資が38億円増加したことにより、**貸出金末残は33億円増加し2,045億円**となりました。



損益

低金利の長期化による利回りの低下を残高増加でカバーし資金運用収益が増加し、基礎業務純益、業務純益ともに増益となりました。一方、与信関連費用は増加したものの、**経常利益、当期純利益とも増益**となりました。



(注) 基礎業務純益とは、業務純益から一般貸倒引当金繰入額と国債等債券関係損益を控除したもので信用金庫業務本来の利益を表すものです。

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位: 百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	7,271	6,994	6,912	6,790	6,957
経常利益	2,261	2,158	2,080	2,080	2,165
当期純利益	1,653	1,573	1,502	1,500	1,557
出資総額	969	969	969	969	969
出資総口数(万口)	1,938	1,939	1,939	1,939	1,938
純資産額	36,435	38,765	39,131	40,157	41,864
総資産額	467,322	476,760	485,425	497,027	509,438
預金積金残高	425,097	431,941	440,724	451,894	462,457
貸出金残高	191,613	194,203	196,767	201,191	204,547
有価証券残高	131,406	136,464	138,656	145,485	152,366
単体自己資本比率(%)	18.19	18.46	18.73	19.07	19.01
出資に対する配当金(千円)	57,682	58,034	38,740	38,748	38,748
配当率(%)	6	6	4	4	4
職員数(人)	348	352	338	320	325

(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

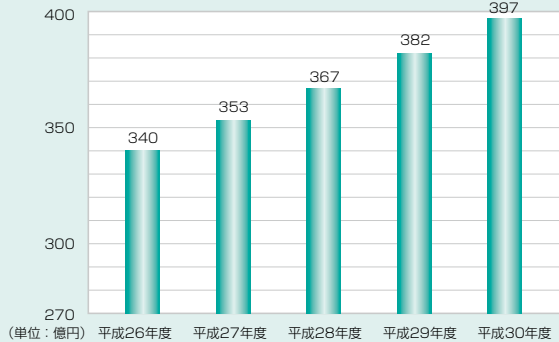
自己資本の充実の状況

当金庫が、創業以来積み上げてきた利益金と、会員の皆様からの出資金の合計額が自己資本です。「自己資本比率」は当金庫が保有する資産に占める自己資本額の割合のことです。「自己資本比率」の算出にあたっては、各資産の回収の危険度合(リスク・ウェイト)により、回収の危険が低いほど資産を過小に評価して算出します。「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。

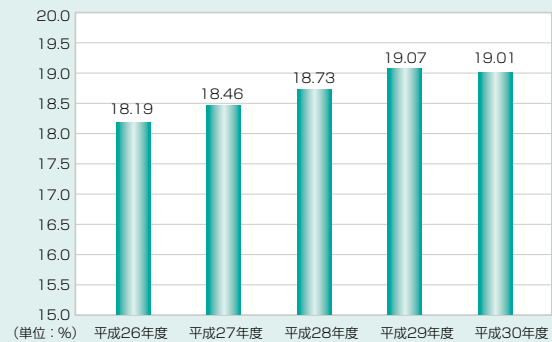
18年度決算から自己資本比率規制(バーゼルⅡ)が導入され、自己資本比率を計算するのの際に「分母」には、従来の信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額を計上するとともに、信用リスク・アセットについても掛け目が見直されました。また、25年度決算から、自己資本の質の向上と金融機関のリスクをより反映させたバーゼルⅢに次ぐ新たな枠組みであるバーゼルⅣが導入されました。

いしんの自己資本比率は、今期は19.01%と、国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても397億円となり、自己資本の充実が図れました。

■自己資本額



■自己資本比率



リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等

お客様にご安心してお取引していただくために、経営が破綻したり、元金金の返済が滞っている貸出金がいかにあるのかを開示しております。当金庫の平成31年3月末現在の貸出金に対するリスク管理債権の総額は**84億円**となりました。うち**80億円**は担保・保証、貸倒引当金で保全されており、さらに自己資本額におきまして平成31年3月末現在**397億円**を計上しております。

また、リスク管理債権の中には、現在も正常に返済されている債権も含まれており「**icb**」は十分に安心してお取引していただける信用金庫であると確信しております。

リスク管理債権とは信用金庫法に定められた開示すべき債権(貸出金)の額で、金融再生法に基づく開示債権額とは貸出金のほかに、債務保証見返、未収利息、仮払金及び外国為替を含んだ債権の額です。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位: 百万円 %)

区 分		残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成29年度	288	186	101	100.00
	平成30年度	500	100	400	100.00
延滞債権	平成29年度	8,364	4,894	3,004	94.43
	平成30年度	7,829	4,685	2,778	95.33
3ヶ月以上延滞債権	平成29年度	9	0	1	16.01
	平成30年度	23	20	2	93.71
貸出条件緩和と債権	平成29年度	126	86	20	84.01
	平成30年度	141	91	12	73.40
合 計	平成29年度	8,789	5,167	3,127	94.38
	平成30年度	8,495	4,896	3,193	95.23

- (注)
- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 - 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 - 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 - なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 - 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 - 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位: 百万円 %)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成29年度	8,808	8,312	5,168	3,144	94.37	86.37
	平成30年度	8,513	8,108	4,898	3,209	95.24	88.79
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	2,175	2,175	1,278	896	100.00	100.00
	平成30年度	2,264	2,264	1,176	1,087	100.00	100.00
危険債権	平成29年度	6,496	6,029	3,803	2,225	92.80	82.64
	平成30年度	6,083	5,717	3,610	2,107	93.98	85.20
要管理債権	平成29年度	136	108	86	21	79.08	43.35
	平成30年度	165	126	111	14	76.31	26.97
正常債権	平成29年度	195,165					
	平成30年度	198,911					
合 計	平成29年度	203,974					
	平成30年度	207,425					

- (注)
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 - 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 - 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 - 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

西兵庫信用金は、経営理念および行動規範に基づき、地域で最も信用・信頼される金融機関を目指して、地域のお客さまに対して誠実かつ公正な業務運営に取り組んでまいりました。

この度、より一層お客さま本位の業務運営を実現するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしましたので、公表いたします。本方針を遵守するとともに、更なるお客さま本位の業務運営に取り組むため、定期的な見直しを行ってまいります。

1. 当金庫は、地域金融機関としてお客さまの最善の利益を追求するため、お客さまに対して誠実かつ公正に業務を行い、その業務を遂行いたします。

2. お客さまにご負担いただく手数料その他の費用を明確にし、わかりやすく丁寧にご説明をいたします。
3. 当金庫は、「金融商品に係る勧誘方針」に基づいて、お客さまの知識、経験、財産の状況及び取引目的に応じて、わかりやすい情報の提供に努め、お客さまのニーズや取引目的に合致した金融商品・サービスの提供に努めます。お取引後においても、必要な情報の提供等アフターフォローを実施いたします。
4. お客さま本位の業務運営を実践するために態勢整備と人材育成を行います。職員に対する研修の充実や資格取得を推奨し、お客さまに最適な金融商品・サービスをご提供できるよう職員の能力向上を図ってまいります。

内部統制システムに関する基本方針

理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他金庫の業務の適正を確保するために必要な内部管理体制の整備について、「内部管理基本規程（基本方針）」を制定し、以下の項目の基本方針を定めております。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について（法令等遵守体制）

- (1) 「倫理規程」に基づき、役職員が社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等を遵守して自己責任に基づき、社会的規範にもとることのない適正な業務運営を行う。
- (2) 法令等遵守（以下「コンプライアンス」という。）の推進については、「法令等遵守マニュアル」に基づき、役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、行動規範を定めて行動する。
- (3) 反社会的勢力による被害を防止するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は断固として排除し業務運営にあたるよう反社会的勢力に対する基本方針に明示し、また、反社会的勢力対応規程等を定め、態勢を構築する。
- (4) コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスに関連する規程の整備並びに定期的研修の実施等により、役職員のコンプライアンス意識の維持・向上に努める。

2. 当金庫の理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制について（情報管理体制）

- (1) 総代会、理事会等の重要な会議の意思決定に係る情報、その他理事の職務の執行に関する重要な文書、決裁に係る情報等を、法令・社内規程に基づき、適切に保存・管理する。
- (2) 情報資産（個人情報を含む）の管理については、「情報資産保護に関する基本規程」に基づき対応する。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について（リスク管理体制）

- (1) 業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握し、かつ金融情勢の変化に対応できるよう「統合リスク管理規程」をはじめとした、各種リスクごとの管理規程に基づき、各種リスクを適切に管理する。
- (2) 不測の緊急事態が発生し又は発生する恐れが生じた場合の対応については、「危機管理・業務継続基本規程」をはじめとした、各種マニュアル等に基づき、緊急対策本部を設置して危機管理にあたる。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について（効率的職務執行体制）

- (1) 理事会を3ヶ月に1回開催（必要に応じ臨時開催）し、重要事項の決定並びに理事の業務執行状況の監督等を行う。又理事会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤理事が出席する常勤理事会を毎月1回開催（必要に応じ臨時開催）し、業務執行に関する

基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

- (2) 業務運営については、中期的な金融環境を踏まえ中期経営計画（3ヶ年計画）及び各年度経営計画・予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し実行する。

5. 当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制について（グループ会社管理体制）

- (1) 当金庫の子法人等は、当金庫が100%出資している子会社としての「にしんビジネス㈱」であるが、当該子会社の経営については、法令等遵守を前提にその自主性を尊重しつつ経営の効率化並びに危機管理に努めるとともに、事業内容等の定期的な報告と重要案件等についての事前協議を行う。

(2) その他当金庫の子法人等における業務の適正を確保するための体制については、「子会社等管理規程」「内部監査規程」等に基づき対応する。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項、当該職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項並びに当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項について（監事の職務のサポートに関する事項）

- (1) 必要に応じて、監事の職務を補助する職員（以下「監事スタッフ」という。）として適切な人材を配置することとし、その人事については、理事と監事が意見交換を行う。
- (2) 監事スタッフの適切な職務の遂行のため、人事異動に当たっては、事前に理事と監事が協議する。
- (3) 監事スタッフを配置する場合、当該監事スタッフは、監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする旨を業務分掌に関する規程に設ける。

7. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の役職員が監事に報告をするための体制並びにその他の監事への報告に関する体制（監事への報告体制）

- (1) 理事及び職員は、コンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項その他内部統制に関する事項等、金庫経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況等について監事に報告する。
- (2) 当金庫の子法人等の役職員の監事への報告に関する体制並びにその他監事への報告に関する体制については、「監事監査基準」「監事に対する報告規程」「子会社等管理規程」に基づき対応する。

8. 当金庫の監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（監事へ報告した者の保護に関する体制）

・監事へ報告した者の保護に関する体制については、「内部通報処理規程」に基づき対応する。

9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(監事費用の処理に関する事項)
 ・監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制(監事の監査実効性確保体制)
 ・その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制については、「監事監査基準」「監事に対する報告規程」等に基づき対応する。

統合的リスク管理の体制

金融機関を取り巻く環境は日々多様化、高度化しており、それに伴い様々なリスクが発生しております。当金庫では、これらリスクの発生に備え、適切かつ迅速に対応するために種々のリスク管理規程を制定し、リスクに対応できる態勢を整えております。また、リスク管理を一元化するために統合リスク管理規程を制定し、各リスク毎の基本方針を策定の上、各リスクへの資本配賦を行い、自己資本額をベースにリスクリミットを設定し定量的にリスク管理を行っています。

信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産が減少ないし消失し、損失を被る危険性のことです。信用リスクが顕在化した場合、経営への影響の大きさという点でリスクの中でも最も重要なリスクであり、不測の事態を未然に防止し、信用リスクを適切に管理しなければなりません。

当金庫では、信用リスクを適正にコントロールするため、審査能力の向上、厳格な審査体制の構築を目指しています。

具体的には、営業店の融資担当者を定期的に本部融資部へ受け入れる「トレーニー制度」により各担当者のレベルアップを図り、また、大口貸出案件に対するチェック機関として審査会を設け、融資の健全性の検証を行うとともに資産の効率的運用をチェックしております。さらに、企業に対する信用格付を行い信用リスクの把握を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利変動や株式、債券などの価格変動及び為替相場の変動により、当金庫が保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「資金運用規程」「資金運用基準」を制定して、運用資産のリスク分散、報告体制を定めるとともに、ALM委員会を設置し、毎月

経済環境や金利見通し等を基にこれらのリスクを総合的にコントロールして、収益の安定的確保を図っています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、金融機関の財務内容の悪化等により、必要な資金が不足し、資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。当金庫では、「流動性リスク管理規程」を制定して、組織的に流動性リスクへの対応を図っています。また、余裕資金を業界の中央機関である信金中央金庫へ預けることにより、信金中央金庫が当金庫の流動性資金への対応を図るといった信用金庫業界としてのバックアップ体制が整っています。

事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正により金融機関が損失を被るリスクのことです。

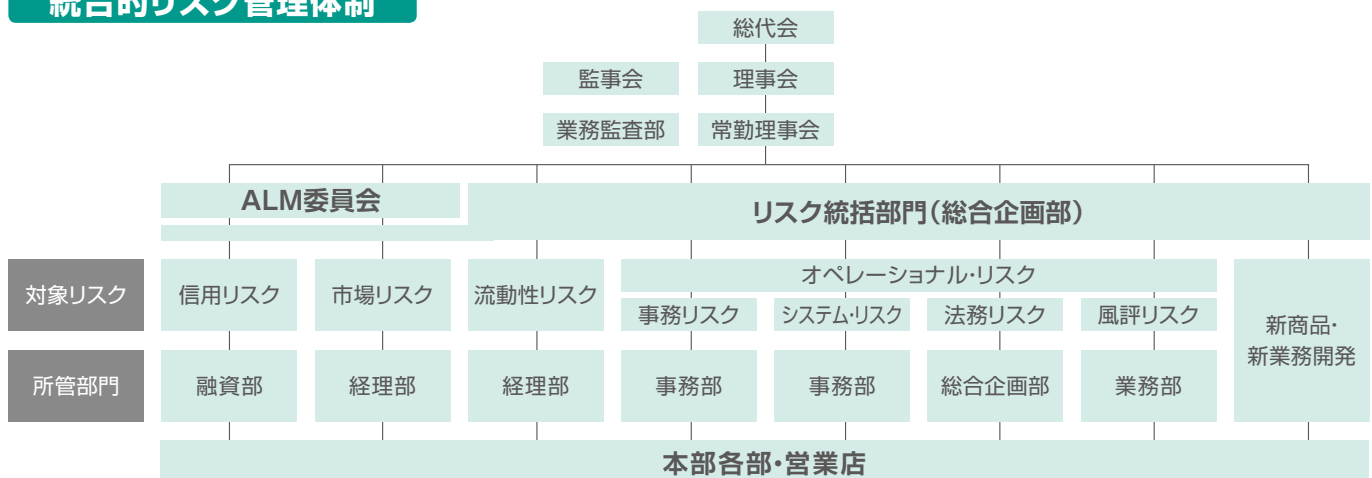
当金庫では、業務監査部が本支店に対し定例的に臨店監査を実施する一方、事務指導課を中心に内部規程の整備、臨店指導を行い、事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

システム・リスク管理

システム・リスクとは、電算システムの障害・誤作動・システムの不備・不正使用等により、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、電算システムの安全に関する基本方針を明確にし、主要システムの委託先であるしんきん共同センターと協力して、リスクの削減に努めています。

その他、法務リスク、風評リスクについても管理方針を定め管理体制を強化しています。

統合的リスク管理体制



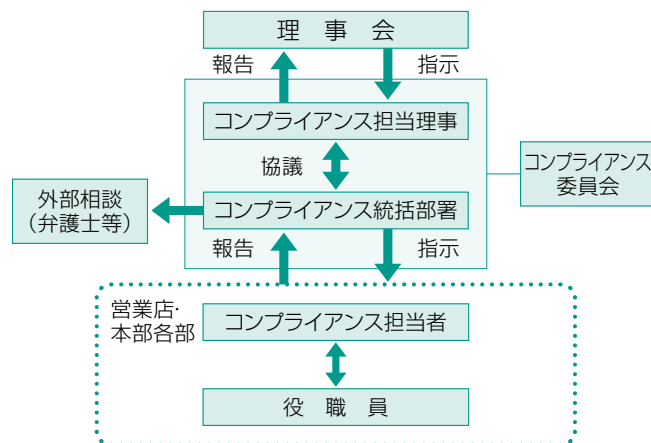
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

昨今の金融機関を取り巻く環境は激変しており、この環境に対応するためには従来にも増して役職員一人ひとりが日常の行動において法を守り、社会の規範や正義から逸脱することがないよう、さらに一層高い道徳観、倫理観に根ざした企業活動を行うことが必要となります。

そこで「**にっしん**」におきましては、法令等遵守の徹底を図るために「倫理規程」「法令等遵守マニュアル」を制定し、コンプライアンスプログラムに従って役員から各職員にいたるまで研修を実施し、また、日常においても勉強会を行い、企業倫理の高揚を図っています。

さらに、これらの態勢を維持強化するために「**にっしん**」ではコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当理事を中心として、本部にコンプライアンス統括部署を置き、各部、各営業店にはコンプライアンス担当者を配置し、報告、指示がスムーズに行われるようにしております。

「にしん」は、信用金庫としての社会的役割、責任を自覚し、行動規範に基づく事業活動により地域社会とともに成長し、発展し続けます。



反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を果たすため、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断し排除していくことにより、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

1. 反社会的勢力による不当要求には、代表理事以下、組織全体で対応し迅速な問題解決に努めます。
2. 反社会的勢力による不当要求に対応して役職員の安全を確保します。
3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
4. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
6. 反社会的勢力による不当要求が、不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。
7. 反社会的勢力への資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

※ 本方針において「反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求し、または市民社会の秩序や安全に脅威を与える
集団または個人をいいます。

※暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件とともに、暴力的な要求行為または法的な責任を招いた不当要求行為等の行為要件にも着目して判断します。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

西兵庫信用金庫(以下、当金庫とします)は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただきますことがあります。
- ・お客様の個人情報は、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三

者から提供される事項

- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報利用目的

- ・当金庫は、次の業務内容及び利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、若しくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

(業務内容)

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ②投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等法律により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的 (利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

<法令等による利用目的の限定>

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪履歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のため

に個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除又は利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等又は利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店又は下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. コンプライアンス・プログラムについて

当金庫は、お客様の個人情報等の適切な取扱いを強化するためコンプライアンス・プログラムを策定し、継続的な改善を行います。

7. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店又は下記の当金庫業務部までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

西兵庫信用金庫 業務部

住 所：〒671-2595

兵庫県宍粟市山崎町山崎190番地

電話番号：0120-86-2440

F A X：0790-62-8711

Eメール：s1694000@facetoface.ne.jp

金融商品に係る勧誘方針

にしんは、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集を実施いたします。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身(養老)保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・積立傷害保険(年金払を含む)」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ。))
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている一部の保険商品をお取り扱いできません。
 - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身(養老)保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては

は、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等:1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金(一時金形式):1 保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金(年金形式):月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金:日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金:1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。

- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

西兵庫信用金庫業務部 電話番号:0120-86-2440

受付時間:当金庫営業日の午前9時~午後5時

共済募集指針

当金庫は、中小企業等共同組合法に基づく共済について、以下の「共済募集指針」に基づき、適正な共済募集を実施いたします。

- 当金庫は、中小企業等協同組合法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当金庫は、お客様に引受協同組合名をお知らせするとともに、共済契約を引受け、共済金等をお支払いするのは協同組合であること、その他引受協同組合が破たんした場合等の共済契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い共済商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 「個人年金共済・住宅関連の長期火災共済・債務返済支援共済・海外旅行傷害共済・年金払積立傷害共済」を除く共済商品につきましては、法令により、以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や共済金その他の給付金の額等に制限が課せられています。
- (1) 当金庫に融資の申込みをされている期間中は、お客様及び密接関係者の方(お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人)には、制限の課せられている共済商品をお取り扱いすることができません(ただし、当金庫の会員の方はお取り扱い可能です)。
- (2) 共済契約者・被共済者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている共済商品を原則としてお取り扱いすることができません(ただし、当金庫の会員の方はお取り扱い可能です)。
 - ① 当金庫から事業性資金の融資(手形割引を含みます)を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方
- (3) 個人年金共済を除く生命共済商品・障害共済を除く第三分野の共済商品(医療共済等)については「上記①または②に該当する当金庫の会員の方」「従業員が21名以上の融資先法人等に勤務されている従業員・役員の方」を共済契約者とする共済募集を行う場合、

共済契約者1名様あたりの通算の共済金その他の給付金の額を以下の金額に制限させていただきます。

1. 個人年金を除く生命共済商品
共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金の額の合計について1,000万円を限度。
2. 傷害共済を除く第三分野の共済商品(医療共済等)
 - ① 診断給付金(一時金形式)……1 共済事故につき100万円
 - ② 入院給付金………日額5千円、特定の疾病に係る共済は日額1万円
 - ③ 手術給付金………1 手術につき20万円、特定の疾病に係る共済は40万円
 - ④ 診断等給付金(年金方式)……月額換算5万円

- 当金庫は、法令等に反する行為によりお客様に損害をあたえてしまった場合には、募集代理店(代理所)として販売責任を負います。

- 当金庫は、ご契約いただいた共済契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受協同組合所定のご連絡窓口へご案内、または協同組合と連携してご対応させていただくこともございます。

- 当金庫は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理します。

共済契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

西兵庫信用金庫業務部 電話番号:0120-86-2440

受付時間:当金庫営業日の午前9時~午後5時

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める規程等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融円滑化に向けた取組み

当金庫は、「金融円滑化管理方針」を定め、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでおります。お客様から貸付条件変更等のお申込みがありました場合は、お客様のお申込み内容や抱えておられる課題などを十分に把握したうえで、円滑な資金供給に努めますとともに、必要に応じて外部の専門家や関係機関等とも連携を図りながら、お客様の課題解決に向けてきめ細かく対応して行きます。

なお、お客様からのご相談・お問い合わせについては専用の窓口を設置しております。

《ご相談専用窓口》

融資部:電話番号 0790-62-7700(直通)

※電話受付時間 午前9時～午後5時(当金庫の窓口休業日を除きます)

また、全ての営業店に相談窓口を設置しています。

金融円滑化管理方針の概要

1. 取組み方針

- ・当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能ならびにコンサルティング機能を積極的に発揮していくことを目的に、金融円滑化管理方針(以下「本方針」という)を定めています。
- ・本方針において、「金融円滑化」とは、融資取引において顧客の経営実態等を踏まえた新規融資・条件変更、経営相談・改善等の支援を適切に行い、その説明責任を果たすことにより、顧客からの相談・苦情等への対応を適切に実施すること等をいいます。「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融円滑化を達成するために必要となる管理をいいます。

2. 態勢整備

- ・理事会は、金融円滑化管理の実効性を確保するため、金融円滑化管理責任者を設置するほか、理事会、常勤理事会及び金融円滑化管理責任者等の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定します。
- ・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門は、定期的にまたは必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行います。
- ・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客サポート管理責任者は連携して顧客保護を図るための取組みを行います。
- ・顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うため、経営改善支援部門は、信用リスク管理部門等と連携して顧客の経営改善支援を図るための取組みを行います。
- ・顧客の事業価値を適切に見極めるための能力(以下、「目利き能力」という)の向上のため、人事部門は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

- ・顧客からの貸付条件の変更等の申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む)がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図ります。

4. 相談窓口等の設置

- ・顧客からの金融円滑化に関する問い合わせ等について、お客様相談窓口と苦情専用窓口を設置します。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店または業務部(電話:0120-86-2440)にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595

-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京、第一東京、第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務部にお問合わせください。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

資産勘定	平成29年 3月31日現在	平成30年 3月31日現在	平成31年 3月31日現在
■資産の部			
現金	3,647	3,428	4,133
預け金	137,772	138,987	140,047
買入金銭債権	200	100	560
有価証券	138,656	145,485	152,366
国債	16,355	16,142	16,064
地方債	26,077	29,782	28,358
社債	75,041	77,361	79,429
株式	1,100	1,462	1,812
その他の証券	20,082	20,735	26,702
貸出金	196,767	201,191	204,547
割引手形	2,580	2,702	2,966
手形貸付	13,213	12,457	13,025
証書貸付	173,122	179,042	181,617
当座貸越	7,850	6,989	6,937
その他資産	2,757	2,733	2,767
未決済為替貸	102	137	206
信金中金出資金	2,011	2,011	2,011
前払費用	0	0	0
未収収益	616	560	528
その他の資産	26	23	20
有形固定資産	5,253	5,258	5,284
建物	1,672	1,599	1,583
土地	3,301	3,301	3,356
リース資産	61	148	133
その他の有形固定資産	217	208	210
無形固定資産	161	134	104
ソフトウェア	28	20	21
リース資産	69	52	21
その他の無形固定資産	62	61	61
繰延税金資産	195	322	235
債務保証見返	3,130	2,634	2,732
貸倒引当金	▲ 3,118	▲ 3,247	▲ 3,342
(うち個別貸倒引当金)	(▲ 2,968)	(▲ 3,117)	▲ 3,185
資産の部合計	485,425	497,027	509,438

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

負債及び純資産勘定	平成29年 3月31日現在	平成30年 3月31日現在	平成31年 3月31日現在
■負債の部			
預金積金	440,724	451,894	462,457
当座預金	17,777	17,125	18,900
普通預金	122,119	132,180	142,029
貯蓄預金	335	293	259
通知預金	295	556	731
定期預金	273,879	276,046	275,856
定期積金	23,082	23,654	22,392
その他の預金	3,233	2,038	2,288
その他負債	1,519	1,585	1,556
未決済為替借	150	209	289
未払費用	300	292	201
給付補填備金	12	11	7
未払法人税等	571	517	561
前受収益	166	147	149
払戻未済金	1	1	0
職員預り金	113	108	112
リース債務	137	216	175
資産除去債務	10	11	11
その他の負債	54	70	46
賞与引当金	145	138	128
役員賞与引当金	19	13	13
退職給付引当金	220	211	205
役員退職慰労引当金	360	227	253
睡眠預金払戻損失引当金	5	4	5
偶発損失引当金	149	152	211
債務保証損失引当金	19	5	9
債務保証	3,130	2,634	2,732
負債の部合計	446,294	456,869	467,574

■純資産の部

出資金	969	969	969
普通出資金	969	969	969
利益剰余金	35,758	37,220	38,739
利益準備金	969	969	969
その他利益剰余金	34,789	36,251	37,769
特別積立金	33,019	34,519	35,919
(圧縮積立金)	(20)	(20)	(19)
当期末処分剰余金	1,769	1,731	1,850
会員勘定合計	36,728	38,190	39,708
その他有価証券評価差額金	2,402	1,967	2,155
評価・換算差額等合計	2,402	1,967	2,155
純資産の部合計	39,131	40,157	41,864
負債及び純資産の部合計	485,425	497,027	509,438

※記載金額で「-」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成28年度 平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	平成29年度 平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年度 平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
経常収益	6,912	6,790	6,957
資金運用収益	5,712	5,575	5,640
貸出金利息	4,042	3,949	3,987
預け金利息	247	214	215
有価証券利息配当金	1,377	1,360	1,385
その他の受入利息	45	50	51
役務取引等収益	746	745	753
受入為替手数料	411	409	411
その他の役務収益	335	335	341
その他業務収益	316	276	446
外国為替売買益	0	—	0
国債等債券売却益	281	240	424
国債等債券償還益	0	0	0
その他の業務収益	34	35	21
その他経常収益	136	193	117
貸倒引当金戻入益	8	—	—
償却債権取立益	22	67	1
株式等売却益	95	105	105
その他の経常収益	10	19	10
経常費用	4,832	4,709	4,791
資金調達費用	211	168	143
預金利息	198	156	132
給付補填備金繰入額	8	6	4
その他の支払利息	5	5	6
役務取引等費用	528	548	569
支払為替手数料	152	150	148
その他の役務費用	375	398	421
その他業務費用	61	40	17
外国為替売買損	—	0	—
国債等債券売却損	49	24	—
国債等債券償還損	10	12	10
金融派生商品費用	—	2	5
その他の業務費用	1	2	1
経 費	3,861	3,711	3,735
人件費	2,519	2,373	2,375
物件費	1,249	1,250	1,264
税金	92	87	95
その他経常費用	169	240	324
貸倒引当金繰入額	—	139	155
貸出金償却	100	—	—
株式等売却損	3	0	0
偶発損失引当金繰入額	14	2	58
その他の経常費用	51	100	108
経常利益	2,080	2,080	2,165
特別利益	—	—	—
固定資産処分益	—	—	—

(単位：百万円)

科 目	平成28年度 平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	平成29年度 平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年度 平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
特別損失	0	0	0
固定資産処分損	0	0	0
税引前当期純利益	2,080	2,079	2,165
法人税、住民税及び事業税	586	539	593
法人税等調整額	▲ 8	40	14
法人税等合計	577	579	608
当期純利益	1,502	1,500	1,557
繰越金(当期首残高)	267	231	292
当期末処分剰余金	1,769	1,731	1,850

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成28年度 平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	平成29年度 平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年度 平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
当期末処分剰余金	1,769	1,731	1,850
剰余金処分額	1,538	1,438	1,538
利益準備金	0	0	—
普通出資に対する配当金	38	38	38
特別積立金	1,500	1,400	1,500
繰越金(当期末残高)	231	292	311

※記載金額で「—」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については、決算月1ヶ月平均に基づいた市場価格等に、その他については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 ●建物 30年 ～ 50年
 ●その他 5年 ～ 10年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
 破綻懸念先で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部が査定結果を監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は335百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上

しております。

- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
 数理計算上の差異…各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 ①制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)
 年金資産の額……………1,669,710百万円
 年金財政計算上の数理債務の額と
 最低責任準備金の額との合計額…1,806,457百万円
 差引額……………▲136,747百万円
 ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
 (自平成30年3月1日至平成30年3月31日)
 0.2705% (掛金拠出割合按分額 4,516百万円)
 ③補足説明
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の損益計算書上、特別掛金54百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 44百万円
- 子会社等の株式の総額 10百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 33百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,915百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は500百万円、延滞債権額は7,829百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不

計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は23百万円であります。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は141百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,495百万円であります。なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,966百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 300百万円 |
| 預け金(定期預金) | 200百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 4,327百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金(定期預金)6,000百万円を差し入れております。
27. 出資1口当たりの純資産額 2,159円 87銭
28. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行う方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン取扱要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事

会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMIに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討し理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、ALM委員会において管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、必要があれば理事会に報告しております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析やVaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに為替感応度分析により管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会にて承認された資金運用計画に基づき、資金運用規程に従って行われております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、ALM委員会にて定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引管理規則に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」「有価証券」「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し管理しております。そのうち「有価証券」については、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは共分散法(保有期間250日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、平成31年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で9,968百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれて

おります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	140,047		
未収利息(預け金利息)	133		
小 計	140,180	140,525	344
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	5,058	5,187	128
その他有価証券	147,260	147,260	—
小 計	152,319	152,447	128
(3)貸出金(*1)	204,547		
未収収益(貸出金利息)	132		
貸倒引当金(*2)	▲3,179		
小 計	201,500	201,306	▲193
金融資産計	493,999	494,278	279
(1)預金積金(*1)	462,457		
未払費用(預金利息)	91		
小 計	462,548	462,664	115
金融負債計	462,548	462,664	115

(*1)貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は運用会社の提示する価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.と31.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外の債権については、貸出金の期間(変動金利によるものは次回の金利更改期まで)に基づく区分ごとに、元

利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、商品グループごとに一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
非上場株式(*1)	19
組合出資金(*2)	18
合 計	47

(*1)子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	52,147	69,900	16,000	2,000
有価証券	10,891	50,067	48,276	38,926
満期保有目的の債券	2,939	1,317	707	94
その他有価証券のうち満期があるもの	7,952	48,749	47,568	38,832
貸出金(*2)	49,310	68,446	38,492	39,243
合 計	112,348	188,413	102,768	80,169

(*1)満期のない要求払の預け金は「1年以内」に含まれております。

(*2)貸出金のうち、破綻先及び実質破綻先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4)預金積金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	362,240	99,018	10	147
合 計	362,240	99,018	10	147

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。また、延滞・期日経過後預金は含めておりません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」、「買入金銭債権」が含まれております。以下31.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	3,958	4,048	89
	社 債	599	625	25
	その他	1,060	1,074	14
	小 計	5,619	5,748	129
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		5,619	5,748	129

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	647	546	100
	債 券	115,284	112,356	2,927
	国 債	16,064	15,153	910
	地方債	23,511	22,913	597
	社 債	75,709	74,290	1,419
	その他	12,906	12,541	365
	小 計	128,838	125,444	3,393
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	1,135	1,304	▲169
	債 券	4,008	4,025	▲17
	国 債	—	—	—
	地方債	888	893	▲4
	社 債	3,119	3,132	▲12
	その他	13,277	13,516	▲239
	小 計	18,422	18,847	▲425
合 計		147,260	144,292	2,968

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	248	67	—
債 券	15,384	395	—
国 債	3,878	128	—
地方債	4,273	95	—
社 債	7,232	171	—
その他	1,393	66	—
合 計	17,027	529	—

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,139百万円であります。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものが15,064百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	(単位: 百万円)
貸倒引当金	719
退職給付引当金	56
減価償却費	58
その他	252
繰延税金資産小計	1,086
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	▲17
繰延税金資産合計	1,069
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	▲824
固定資産圧縮積立額	▲7
その他	▲1
繰延税金負債合計	▲833
繰延税金資産の純額	235

損益計算書注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 600千円
子会社との取引による費用総額 79,710千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 80円34銭

会計監査

平成28年度、29年度及び平成30年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月24日
西兵庫信用金庫 理事長

志水 宣之

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位: 百万円 %)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	139,809	31.8	151,769	33.8	156,901	34.1
うち有利息預金	111,205	25.3	119,053	26.5	142,261	31.0
定期性預金	296,917	67.7	298,807	66.6	300,835	65.5
うち固定金利定期預金	273,578	62.4	275,059	61.3	277,615	60.4
うち変動金利定期預金	209	0.0	188	0.0	173	0.0
その他	1,589	0.3	1,621	0.3	1,725	0.4
合 計	438,317	100.0	448,099	100.0	459,461	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—

(注1) 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

(注2) 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

預金科目別残高

(単位: 百万円 %)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
当座預金	17,777	4.0	17,125	3.7	18,900	4.1
普通預金	122,119	27.7	132,180	29.2	142,030	30.7
貯蓄預金	335	0.0	293	0.0	259	0.1
通知預金	295	0.0	556	0.1	731	0.2
定期預金	273,879	62.1	276,046	61.0	275,856	59.6
定期積金	23,082	5.2	23,654	5.2	22,392	4.8
その他の預金	3,233	0.7	2,038	0.4	2,289	0.5
合 計	440,724	100.0	451,894	100.0	462,457	100.0

預金者別残高

(単位: 百万円 %)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
個 人	349,301	79.2	357,675	79.1	362,422	78.4
一般法人	81,828	18.5	86,069	19	92,444	20.0
金融機関	567	0.1	663	0.1	634	0.1
公 金	9,026	2.0	7,485	1.6	6,957	1.5
合 計	440,724	100.0	451,894	100.0	462,457	100.0

定期預金残高

(単位: 百万円 %)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
固定金利定期預金	273,685	99.9	275,865	99.9	275,680	99.9
変動金利定期預金	194	0.0	180	0.0	176	0.1
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	273,879	100.0	276,046	100.0	275,856	100.0

貸出金に関する指標

貸出金平均残高

(単位: 百万円 %)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	2,645	1.3	2,467	1.2	2,455	1.2
手形貸付	12,537	6.5	11,883	6.1	12,409	6.2
証書貸付	168,732	88.3	172,550	88.9	178,535	89.2
当座貸越	7,025	3.6	7,059	3.6	6,662	3.3
合 計	190,941	100.0	193,960	100.0	200,062	100.0

貸出金金利種別残高

(単位: 百万円 %)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
固定金利	52,529	26.6	54,225	26.9	53,829	26.3
変動金利	144,238	73.3	146,966	73.0	150,718	73.6
合 計	196,767	100.0	201,191	100.0	204,547	100.0

貸出金使途別残高

(単位: 百万円 %)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	90,417	45.9	90,792	45.1	90,347	44.1
運転資金	106,350	54.0	110,398	54.8	114,200	55.8
合 計	196,767	100.0	201,191	100.0	204,547	100.0

貸出金の担保別内訳

(単位: 百万円 %)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	10,952	5.5	10,597	5.2	10,379	5.0
有価証券	323	0.1	299	0.1	286	0.1
動 産	183	0.0	239	0.1	281	0.1
不動産	48,772	24.7	50,056	24.8	49,975	24.4
信用保証協会・信用保険	61,026	31.0	63,311	31.4	60,922	29.7
保 証	37,526	19.0	36,246	18.0	36,702	17.9
信 用	37,982	19.3	40,438	20.0	42,676	20.8
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	196,767	100.0	201,191	100.0	204,547	100.0

債務保証見返の担保別内訳

(単位: 百万円 %)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	12	0.3	12	0.4	12	0.4
有価証券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不動産	2,410	76.9	1,994	75.7	1,975	72.2
信用保証協会・信用保険	145	4.6	139	5.2	152	5.5
保 証	238	7.6	351	13.3	434	15.8
信 用	323	10.3	137	5.2	158	5.7
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	3,130	100.0	2,634	100.0	2,732	100.0

貸出金業種別内訳

(単位: 先数 百万円 %)

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	貸出先数	残 高	構成比	貸出先数	残 高	構成比	貸出先数	残 高	構成比
製造業	595	19,122	9.7	573	18,695	9.2	548	18,959	9.2
農業、林業	30	663	0.3	37	509	0.2	31	547	0.2
漁 業	1	2	0.0	4	16	0.0	5	15	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	49	0.0	2	40	0.0	2	30	0.0
建設業	1,075	22,754	11.5	1,043	24,356	12.1	1,036	25,513	12.4
電気・ガス・熱供給・水道業	6	43	0.0	5	30	0.0	5	28	0.0
情報通信業	7	179	0.0	6	192	0.0	8	127	0.0
運輸業、郵便業	106	2,900	1.4	106	3,065	1.5	106	3,321	1.6
卸売業、小売業	537	17,560	8.9	537	16,926	8.4	519	16,704	8.1
金融業、保険業	22	8,187	4.1	19	8,876	4.4	22	9,382	4.5
不動産業	455	30,361	15.4	457	32,146	15.9	465	33,464	16.3
物品賃貸業	12	1,146	0.5	12	1,091	0.5	12	1,263	0.6
学術研究、専門・技術サービス業	55	695	0.3	67	756	0.3	71	732	0.3
宿泊業	13	1,031	0.5	14	1,511	0.7	13	1,309	0.6
飲食業	189	2,087	1.0	168	1,898	0.9	176	2,161	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	141	2,288	1.1	142	2,367	1.1	148	2,348	1.1

貸出金業種別内訳

(単位: 先数 百万円 %)

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	貸出先数	残 高	構成比	貸出先数	残 高	構成比	貸出先数	残 高	構成比
教育、学習支援業	20	373	0.1	18	404	0.2	17	381	0.1
医療・福祉	121	5,558	2.8	123	5,760	2.8	131	6,110	2.9
その他のサービス業	304	6,590	3.3	300	6,618	3.2	295	6,674	3.2
小 計	3,691	121,598	61.7	3,633	125,265	62.2	3,610	129,077	63.1
地方公共団体	7	13,729	6.9	7	14,071	6.9	7	13,894	6.7
個人(住宅・消費・納税資金等)	16,287	61,440	31.2	15,939	61,853	30.7	15,673	61,575	30.1
合 計	19,985	196,767	100.0	19,579	201,191	100.0	19,290	204,547	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金償却

(単位: 百万円)

	平成29年度	平成30年度
貸出金償却	0	4

貸倒引当金内訳

(単位: 百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	149	130	—	149	130
	平成30年度	130	157	—	130	157
個別貸倒引当金	平成29年度	2,968	3,117	9	2,959	3,117
	平成30年度	3,117	3,185	56	3,060	3,185
合 計	平成29年度	3,118	3,247	9	3,108	3,247
	平成30年度	3,247	3,342	56	3,191	3,342

有価証券等に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はありません。

有価証券平均残高

(単位: 百万円 %)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	15,836	11.8	15,376	11.0	15,354	10.4
地 方 債	23,667	17.7	27,832	19.9	29,737	20.1
短期社債	—	—	—	—	—	—
社 債	72,414	54.3	75,344	53.9	77,790	52.8
株 式	964	0.7	1,059	0.7	1,577	1.0
外国証券	17,802	13.3	16,484	11.8	18,181	12.3
その他の証券	2,505	1.8	3,563	2.5	4,651	3.1
合 計	133,190	100.0	139,662	100.0	147,292	100.0

有価証券の残存期間別残高

平成29年度

(単位: 百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めの無いもの	合 計
国 債	805	4,310	1,563	207	5,068	4,187	—	16,142
地 方 債	3,578	6,336	6,986	2,069	4,284	6,527	—	29,782
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,799	15,732	18,142	11,809	22,110	6,766	—	77,361
株 式	—	—	—	—	—	—	1,462	1,462
外国証券	399	1,704	3,369	718	1,797	8,951	—	16,941
その他の証券	—	390	290	193	1,113	—	1,806	3,793

平成30年度

(単位: 百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めの無いもの	合 計
国 債	1,409	1,428	—	2,295	2,385	8,544	—	16,064
地 方 債	3,366	7,693	2,241	2,381	4,057	8,618	—	28,358
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	5,427	20,857	10,776	8,154	23,750	10,463	—	79,429
株 式	—	—	—	—	—	—	1,812	1,812
外国証券	299	2,707	2,961	1,616	1,686	11,301	—	20,572
その他の証券	388	998	401	196	1,753	—	2,392	6,130

有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当する取引はありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	399	402	2	—	—	—
	地方債	6,674	6,822	148	3,958	4,048	89
	社 債	1,519	1,563	43	599	625	25
	その他	600	619	19	1,060	1,074	14
	小 計	9,194	9,407	213	5,619	5,748	129
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		9,194	9,407	213	5,619	5,748	129

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は外国証券です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額(A)	取得原価(B)	差額(A-B)	貸借対照表計上額(A)	取得原価(B)	差額(A-B)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	957	801	156	647	546	100
	債 券	91,894	89,029	2,864	115,284	112,356	2,927
	国 債	15,742	14,918	824	16,064	15,153	910
	地方債	15,379	14,875	504	23,511	22,913	597
	社 債	60,771	59,235	1,536	75,709	74,290	1,419
	その他	7,645	7,379	265	12,906	12,541	365
	小 計	100,497	97,210	3,287	128,838	125,444	3,393
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	471	529	▲ 57	1,135	1,304	▲ 169
	債 券	22,798	22,936	▲ 137	4,008	4,025	▲ 17
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	7,728	7,787	▲ 59	888	893	▲ 4
	社 債	15,070	15,148	▲ 78	3,119	3,132	▲ 12
	その他	12,555	12,935	▲ 380	13,277	13,516	▲ 239
	小 計	35,825	36,401	▲ 576	18,422	18,847	▲ 425
合 計		136,323	133,611	2,711	147,260	144,292	2,968

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	23	19
組合出資金	34	18
合 計	68	47

運用目的の金銭の信託・その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

デリバティブ取引

該当する取引はありません。

主要な業務の状況を示す指標

資金運用収支の内訳

(単位: 百万円 %)

	平均残高			利 息			利 回		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資金運用勘定	469,117	480,331	493,161	5,712	5,575	5,640	1.21	1.16	1.14
うち貸出金	190,941	193,960	200,062	4,042	3,949	3,987	2.11	2.03	1.99
うち預け金	142,511	144,593	143,501	247	214	215	0.17	0.14	0.15
うち買入金銭債権	462	104	294	0	0	1	0.16	0.28	0.53
うち有価証券	133,190	139,662	147,292	1,377	1,360	1,385	1.03	0.97	0.94
資金調達勘定	438,571	448,363	459,758	211	168	143	0.04	0.03	0.03
うち預金積金	438,317	448,099	459,461	206	163	137	0.04	0.03	0.02
うち借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金・金銭の信託の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び信託運用見合費用をそれぞれ控除して表示しております。

受取利息・支払利息の増減

(単位: 百万円)

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	82	▲ 338	▲ 256	126	▲ 263	▲ 136	192	▲ 128	64
うち貸出金	44	▲ 166	▲ 122	61	▲ 154	▲ 93	121	▲ 83	37
うち預け金	5	▲ 46	▲ 41	3	▲ 35	▲ 32	▲ 1	2	0
うち有価証券	25	▲ 116	▲ 90	63	▲ 79	▲ 16	71	▲ 46	24
うちその他	7	▲ 9	▲ 1	▲ 1	5	4	1	0	1
支払利息	3	▲ 52	▲ 49	3	▲ 46	▲ 42	3	▲ 29	▲ 26
うち預金積金	3	▲ 52	▲ 49	3	▲ 46	▲ 42	3	▲ 29	▲ 26
うち借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその他	▲ 0	▲ 0	▲ 0	0	▲ 0	0	0	0	0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

業務粗利益・業務純益

(単位: 百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資金運用収支	5,501	5,406	5,496
資金運用収益	5,712	5,575	5,640
資金調達費用	211	168	143
役務取引等収支	218	196	183
役務取引等収益	746	745	753
役務取引等費用	528	548	569
その他業務収支	255	235	428
その他業務収益	316	276	446
その他業務費用	61	40	17
業務粗利益	5,974	5,839	6,108
業務粗利益率(%)	1.27	1.21	1.23
業務純益	2,183	2,177	2,375

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

※記載金額で「-」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

諸比率・諸利回

(単位: %)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資金運用利回	1.21	1.16	1.14
資金調達原価率	0.91	0.85	0.83
総資金利鞘	0.30	0.30	0.30
総資産経常利益率	0.43	0.42	0.43
総資産当期利益率	0.31	0.30	0.31
貸出金利回	2.11	2.03	1.99
有価証券利回	1.03	0.97	0.94
預け金利回	0.17	0.14	0.15
預金利回	0.04	0.03	0.02
期末預貸率	44.64	44.52	44.23
期中平均預貸率	43.56	43.28	42.54
期末預証率	31.46	32.19	32.94
期中平均預証率	30.38	31.16	32.05

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

～地域で最も信用、信頼される金融機関をめざして～

「信用金庫法施行規則 第132条第1項第5号二の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に則り、開示いたします。

連結における事業年度の開示事項

当金庫に係る子会社等は、重要性の原則から判断して連結決算を行うべき子会社ではないことから、連結決算は行っておりませんが、連結自己資本比率等を開示します。また、自己資本比率告示(平成18年3月27日金融庁告示第21号)の第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本額を下回った会社はございません。

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

当金庫の自己資本調達手段の概要について、発行主体は西兵庫信用金庫、資本調達手段の種類は普通出資、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は969百万円であります。

●自己資本の構成に関する事項

項 目	(単体)		(単位:百万円 %)		(連結)		(単位:百万円 %)	
	平成29年度	経過措置による 不算入額	平成30年度	経過措置による 不算入額	平成29年度	経過措置による 不算入額	平成30年度	経過措置による 不算入額
■コア資本に係る基礎項目(1)								
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	38,151		39,669		38,176		39,696	
うち、出資金及び資本剰余金の額	969		969		969		969	
うち、利益剰余金の額	37,220		38,739		37,246		38,766	
うち、外部流出予定額(△)	38		38		38		38	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—		—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—		—		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—		—		—	
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	—		—		—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—		—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	136		163		136		163	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	136		163		136		163	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—		—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		—		—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	38,288		39,833		38,313		39,860	
■コア資本に係る調整項目(2)								
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	77	56	75		77	56	75	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	77	56	75		77	56	75	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	77		75		77		75	
■自己資本								
自己資本の額[(イ)－(ロ)](ハ)	38,210		39,757		38,235		39,784	

●自己資本の構成に関する事項

項 目	(単体)		(単位: 百万円 %)		(連結)		(単位: 百万円 %)	
	平成29年度	経過措置による 不算入額	平成30年度	経過措置による 不算入額	平成29年度	経過措置による 不算入額	平成30年度	経過措置による 不算入額
■リスク・アセット等 (3)								
信用リスク・アセットの額の合計額	189,216		198,148		189,208		198,140	
資産(オン・バランス)項目	184,670		193,430		184,662		193,423	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 2,969		▲ 1,425		▲ 2,969		▲ 1,425	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージサービシングライツに係るものを除く。)	56				56			
うち、繰延税金資産	—				—			
うち、前払年金費用	—				—			
うち、退職給付に係る資産の額	—		—		—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 3,025		▲ 1,425		▲ 3,025		▲ 1,425	
うち、上記以外に該当するものの額	—				—		—	
オフ・バランス項目	4,527		4,689		4,527		4,689	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	18		28		18		28	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—		—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,126		10,963		11,126		10,963	
信用リスク・アセット調整額	—		—		—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—		—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	200,343		209,111		200,334		209,104	
■自己資本比率								
自己資本比率[(ハ)/(二)]	19.07%		19.01%		19.08%		19.02%	

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断する ための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に考慮した上で策定された収支計画であります。

●自己資本の充実度に関する事項

項 目	(単体)		(単位: 百万円)		(連結)		(単位: 百万円)	
	平成29年度	所要 自己資本額	平成30年度	所要 自己資本額	平成29年度	所要 自己資本額	平成30年度	所要 自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	189,216	7,568	198,148	7,925	189,208	7,568	198,140	7,925
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	192,167	7,686	196,621	7,864	192,158	7,686	196,613	7,864
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	100	4	—	—	100	4
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	—	—	1	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	50	2	—	—	50	2
外国の中央政府等以外の公共部門向け	3	0	—	—	3	0	—	—
国際開発銀行向け	0	0	—	—	0	0	—	—
地方公共団体金融機構向け	139	5	136	5	139	5	136	5
我が国の政府関係機関向け	567	22	606	24	567	22	606	24
地方三公社向け	4	0	—	—	4	0	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,463	1,498	37,444	1,497	37,463	1,498	37,444	1,497
法人等向け	65,279	2,611	69,005	2,760	65,279	2,611	69,005	2,760
中小企業等向け及び個人向け	38,844	1,553	39,567	1,582	38,844	1,553	39,567	1,582
抵当権付住宅ローン	7,996	319	7,809	312	7,996	319	7,809	312
不動産取得等事業向け	17,470	698	18,840	753	17,470	698	18,840	753
3カ月以上延滞等	586	23	597	23	586	23	597	23
取立未済手形	27	1	41	1	27	1	41	1
信用保証協会等による保証付	1,724	68	1,860	74	1,724	68	1,860	74
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	2,176	87	2,395	95	2,166	86	2,385	95
出資等のエクスポージャー	2,176	87	2,395	95	2,166	86	2,385	95
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—

●自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位:百万円)

(連結)

(単位:百万円)

項 目		平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
上記以外		19,882	795	18,166	726	19,883	795	18,168	726
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,884	355	8,136	325	8,884	355	8,136	325
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,011	80	2,011	80	2,011	80	2,011	80
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,779	111	2,723	108	2,779	111	2,723	108
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—			—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—			—	—
	上記以外のエクスポージャー	6,205	248	5,294	211	6,207	248	5,296	211
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—	—	—	—	—
	証券化								
	STC要件適用分			—	—			—	—
	非STC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産		—	—			—	—		
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				2,923	116			2,923	116
	ルックスルー方式			2,923	116			2,923	116
	マンドート方式			—	—			—	—
	蓋然性方式(250%)			—	—			—	—
	蓋然性方式(400%)			—	—			—	—
	フォールバック方式(1250%)			—	—			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		56	2	—	—	56	2	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額にされなかったものの額		▲ 3,025	▲ 121	▲ 1,425	▲ 57	▲ 3,025	▲ 121	▲ 1,425	▲ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額		18	0	28	1	18	0	28	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—	—	—
□オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		11,126	445	10,963	438	11,126	445	10,963	438
ハ.総所要自己資本額(イ+ロ)		200,343	8,013	209,111	8,364	200,334	8,013	209,104	8,364

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5.総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「与信取引の基本的考え方に関する規程(クレジットポリシー)」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、リスク計測にあたって、信用リスク計測システムを導入し、リスクの計量化に向けて取り組んでいます。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣によるALM委員会や審査会等を定期的かつ、必要に応じて開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、実質破綻先及び破綻先は帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額(以下「未保全額」)に対し貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて貸倒引当金を計上しており、平成22年度からは未保全額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額により貸倒引当金を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。 ●R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位)

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3カ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフバランス取引		債 券		株式等		デリバティブ取引			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国 内	479,249	485,943	211,918	214,571	120,797	121,161	5,277	8,018	—	—	1,248	1,441
国 外	16,957	20,466	—	—	16,957	20,466	—	—	—	—	—	—
地域別合計	496,206	506,409	211,918	214,571	137,755	141,627	5,277	8,018	—	—	1,248	1,441
製造業	40,586	41,747	20,278	20,608	19,681	20,248	626	890	—	—	195	440
農業、林業	637	669	637	669	—	—	—	—	—	—	—	1
漁 業	75	68	75	68	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	69	59	43	33	—	—	26	26	—	—	—	—
建設業	30,509	31,993	28,745	30,012	1,701	1,901	62	79	—	—	246	157
電気・ガス・熱供給・水道業	6,671	7,397	48	74	6,623	7,323	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,138	1,487	197	145	903	1,204	37	137	—	—	—	—
運輸業、郵便業	11,289	11,657	3,247	3,510	7,961	8,044	80	102	—	—	—	—
卸売業、小売業	24,009	23,593	18,586	18,357	5,257	5,036	164	199	—	—	232	267
金融業、保険業	170,710	175,113	9,063	9,530	20,123	23,049	268	340	—	—	145	113
不動産業	45,041	47,828	34,678	35,769	10,315	12,011	47	47	—	—	30	81
物品賃貸業	1,092	1,267	1,092	1,267	—	—	—	—	—	—	15	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,122	1,039	1,122	1,039	—	—	—	—	—	—	—	1
宿泊業	1,523	1,321	1,523	1,321	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,701	2,993	2,701	2,993	—	—	—	—	—	—	—	2
生活関連サービス業、娯楽業	3,256	3,244	3,256	3,244	—	—	—	—	—	—	113	130
教育、学習支援業	592	573	592	573	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	6,649	7,000	6,649	7,000	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	7,940	8,185	7,588	7,625	302	503	49	57	—	—	85	58
国・地方公共団体等	68,501	71,897	14,078	13,899	54,423	57,998	—	—	—	—	—	—
個 人	49,722	49,655	49,722	49,655	—	—	—	—	—	—	184	186
その他	22,364	17,613	7,990	7,170	10,460	4,305	3,914	6,137	—	—	—	—
業種別合計	496,206	506,409	211,918	214,571	137,755	141,627	5,277	8,018	—	—	1,248	1,441
1年以下	84,189	90,347	32,865	35,120	7,824	10,693	—	400	—	—		
1年超3年以下	117,574	122,867	21,147	19,921	27,525	32,045	400	1,000	—	—		
3年超5年以下	50,430	35,302	19,942	19,313	29,186	15,588	300	400	—	—		
5年超7年以下	37,651	36,957	22,951	22,736	14,499	14,020	201	201	—	—		
7年超10年以下	71,667	77,881	25,850	28,855	32,516	31,225	1,200	1,800	—	—		
10年超	107,904	120,125	79,701	80,071	26,202	38,054	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	26,789	22,928	9,458	8,553	—	—	3,175	4,216	—	—		
残存期間別合計	496,206	506,409	211,918	214,571	137,755	141,627	5,277	8,018	—	—		

(注) 1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2.「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3カ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		株式等		デリバティブ取引			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国 内	479,239	485,933	211,918	214,571	120,797	121,161	5,267	8,008	—	—	1,248	1,441
国 外	16,957	20,466	—	—	16,957	20,466	—	—	—	—	—	—
地域別合計	496,196	506,399	211,918	214,571	137,755	141,627	5,267	8,008	—	—	1,248	1,441
製造業	40,586	41,747	20,278	20,608	19,681	20,248	626	890	—	—	195	440
農業、林業	637	669	637	669	—	—	—	—	—	—	—	1
漁 業	75	68	75	68	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	69	59	43	33	—	—	26	26	—	—	—	—
建設業	30,509	31,993	28,745	30,012	1,701	1,901	62	79	—	—	246	157
電気・ガス・熱供給・水道業	6,671	7,397	48	74	6,623	7,323	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,138	1,487	197	145	903	1,204	37	137	—	—	—	—
運輸業、郵便業	11,289	11,657	3,247	3,510	7,961	8,044	80	102	—	—	—	—
卸売業、小売業	24,009	23,593	18,586	18,357	5,257	5,036	164	199	—	—	232	267
金融業、保険業	170,710	175,113	9,063	9,530	20,123	23,049	268	340	—	—	145	113
不動産業	45,041	47,828	34,678	35,769	10,315	12,011	47	47	—	—	30	81
物品賃貸業	1,092	1,267	1,092	1,267	—	—	—	—	—	—	15	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,122	1,039	1,122	1,039	—	—	—	—	—	—	—	1
宿泊業	1,523	1,321	1,523	1,321	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,701	2,993	2,701	2,993	—	—	—	—	—	—	—	2
生活関連サービス業、娯楽業	3,256	3,244	3,256	3,244	—	—	—	—	—	—	113	130
教育、学習支援業	592	573	592	573	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	6,649	7,000	6,649	7,000	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	7,930	8,175	7,588	7,625	302	503	39	47	—	—	85	58
国・地方公共団体等	68,501	71,897	14,078	13,899	54,423	57,998	—	—	—	—	—	—
個 人	49,722	49,655	49,722	49,655	—	—	—	—	—	—	184	186
その他	22,364	17,613	7,990	7,170	10,460	4,305	3,914	6,137	—	—	—	—
業種別合計	496,196	506,399	211,918	214,571	137,755	141,627	5,267	8,008	—	—	1,248	1,441
1年以下	84,189	90,347	32,865	35,120	7,824	10,693	—	400	—	—		
1年超3年以下	117,574	122,867	21,147	19,921	27,525	32,045	400	1,000	—	—		
3年超5年以下	50,430	35,302	19,942	19,313	29,186	15,588	300	400	—	—		
5年超7年以下	37,651	36,957	22,951	22,736	14,499	14,020	201	201	—	—		
7年超10年以下	71,667	77,881	25,850	28,855	32,516	31,225	1,200	1,800	—	—		
10年超	107,904	120,125	79,701	80,071	26,202	38,054	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	26,779	22,918	9,458	8,553	—	—	3,165	4,206	—	—		
残存期間別合計	496,196	506,399	211,918	214,571	137,755	141,627	5,267	8,008	—	—		

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単体)

(単位:百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
				平成29年度	平成30年度	
一般貸倒引当金	平成29年度	149	130	—	149	130
	平成30年度	130	157	—	130	157
個別貸倒引当金	平成29年度	2,968	3,117	9	2,959	3,117
	平成30年度	3,117	3,185	56	3,060	3,185
合 計	平成29年度	3,118	3,247	9	3,108	3,247
	平成30年度	3,247	3,342	56	3,191	3,342

(連結)

(単位:百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
				平成29年度	平成30年度	
一般貸倒引当金	平成29年度	149	130	—	149	130
	平成30年度	130	157	—	130	157
個別貸倒引当金	平成29年度	2,968	3,117	9	2,959	3,117
	平成30年度	3,117	3,185	56	3,060	3,185
合 計	平成29年度	3,118	3,247	9	3,108	3,247
	平成30年度	3,247	3,342	56	3,191	3,342

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国 内	2,968	3,117	3,117	3,185	9	56	2,959	3,060	3,117	3,185	—	4
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,968	3,117	3,117	3,185	9	56	2,959	3,060	3,117	3,185	—	4
製造業	522	558	558	570	—	—	522	558	558	570	—	4
農業、林業	—	67	67	39	—	—	—	67	67	39	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,024	1,028	1,028	1,073	2	9	1,022	1,018	1,028	1,073	—	0

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7	8	8	9	—	—	7	8	8	9	—	—
運輸業、郵便業	3	2	2	5	—	—	3	2	2	5	—	—
卸売業、小売業	230	271	271	262	—	38	230	233	271	262	—	—
金融業、保険業	11	20	20	17	—	8	11	11	20	17	—	—
不動産業	778	786	786	815	—	—	778	786	786	815	—	—
物品賃貸業	21	23	23	20	—	—	21	23	23	20	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	12	8	8	8	—	—	12	8	8	8	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	36	43	43	45	—	—	36	43	43	45	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	142	138	138	135	3	—	139	138	138	135	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
その他のサービス業	43	41	41	48	—	—	43	41	41	48	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	132	115	115	132	3	—	129	115	115	132	—	—
合 計	2,968	3,117	3,117	3,185	9	56	2,959	3,060	3,117	3,185	—	4

(注) 1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国 内	2,968	3,117	3,117	3,185	9	56	2,959	3,060	3,117	3,185	—	4
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,968	3,117	3,117	3,185	9	56	2,959	3,060	3,117	3,185	—	4
製造業	522	558	558	570	—	—	522	558	558	570	—	4
農業、林業	—	67	67	39	—	—	—	67	67	39	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,024	1,028	1,028	1,073	2	9	1,022	1,018	1,028	1,073	—	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7	8	8	9	—	—	7	8	8	9	—	—
運輸業、郵便業	3	2	2	5	—	—	3	2	2	5	—	—
卸売業、小売業	230	271	271	262	—	38	230	233	271	262	—	—
金融業、保険業	11	20	20	17	—	8	11	11	20	17	—	—
不動産業	778	786	786	815	—	—	778	786	786	815	—	—
物品賃貸業	21	23	23	20	—	—	21	23	23	20	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	12	8	8	8	—	—	12	8	8	8	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	36	43	43	45	—	—	36	43	43	45	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	142	138	138	135	3	—	139	138	138	135	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
その他のサービス業	43	41	41	48	—	—	43	41	41	48	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	132	115	115	132	3	—	129	115	115	132	—	—
合 計	2,968	3,117	3,117	3,185	9	56	2,959	3,060	3,117	3,185	—	4

二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単体)

(単位:百万円)

(連結)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	4,747	77,975	3,942	75,754
10%	—	24,701	—	26,126
20%	17,697	157,401	17,768	165,119

エクスポージャーの額			
平成29年度		平成30年度	
格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
4,747	77,975	3,942	75,754
—	24,701	—	26,126
17,697	157,401	17,768	165,119

二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単体)		(単位：百万円)		(連結)		(単位：百万円)		
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額				エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
35%	—	23,484	300	22,702	—	23,484	300	22,702
50%	36,122	24,597	36,864	26,031	36,122	24,597	36,864	26,031
75%	—	45,330	200	45,309	—	45,330	200	45,309
100%	1,304	85,745	3,152	88,654	1,304	85,737	3,152	88,647
150%	—	379	—	0	—	379	—	0
200%	—	—	—	3,617	—	—	—	3,617
250%	—	2,815	—	—	—	2,815	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	502,303		515,546		502,295		515,538	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」及び「不動産担保評価・管理要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として、地方公共団体、商工組合中央金庫、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、商工組合中央金庫は金融機関エクスポージャーとして、一般社団法人しんきん保証基金等は適格格付機関が付与している格付により判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位)		(単位：百万円)		(連結)		(単位：百万円)	
ポートフォリオ	信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
		格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー		12,035	11,729	26,491	28,531	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却・引当基準」に則った適正な引当金を計上します。お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定し、適切な保全措置を講じます。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、当金庫で定める「統合リスク管理規程」等に則り、適切に管理しております。統合リスク管理については、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本(自己資本比率を8%維持できる自己資本額を控除した残り)を各リスクカテゴリー毎に割振り統合的リスク管理態勢の構築を進めております。

当金庫では現在、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半であり、オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、資金運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資及びオリジネーターの種類は、以下のとおりです。

＜投資＞

- | | | |
|----------------------|----------------------|------------------|
| 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権 | 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権 | 7) 債券を裏付とする信託受益権 |
| 2) 手形債権を裏付とする信託受益権 | 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権 | |
| 3) リース料債権を裏付とする信託受益権 | 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権 | |

＜オリジネーター＞

- | | |
|----------|------------------|
| 1) 資産譲渡型 | 2) 合成型(シンセティック型) |
|----------|------------------|

当金庫はオリジネーターとしての証券化エクスポージャーは該当がありません。また、投資家としてのエクスポージャーも保有しておりません。

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

7. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測を開始する等によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」や「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位)

(単位:百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,127	2,127	2,805	2,805
非上場株式等	33	33	29	29
合 計	2,161	2,161	2,835	2,835

(注) 上記には投資信託中の出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額が含まれています。

(連結)

(単位:百万円)

平成29年度		平成30年度	
連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
2,127	2,127	2,805	2,805
23	23	19	19
2,151	2,151	2,825	2,825

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位)

(単位:百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度
売却益	93	78
売却損	—	—
償 却	—	3

(連結)

(単位:百万円)

平成29年度	平成30年度
93	78
—	—
—	3

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位)

(単位:百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度
評価損益	98	▲ 59

(連結)

(単位:百万円)

平成29年度	平成30年度
98	▲ 59

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単体)		(単位:百万円)	(連結)	(単位:百万円)
区 分	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
評価損益	—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単体)		(単位:百万円)	(連結)	(単位:百万円)
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		5,626		5,626
マンドート方式を適用するエクスポージャー		—		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		—		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		—		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		—		—

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより月次で計測を行い、ALM委員会と協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE(注1)並びに Δ NII(注2)並びに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(i) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(ii) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(iii) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(iv) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(v) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫では、銀行勘定の金利リスクの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(vi) スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か)

当金庫では、銀行勘定の金利リスクの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

(vii) 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(viii) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度であるため記載していません。

② 金融機関が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利に関する事項

統合的リスク管理では、VaRで計測されるリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、金利変動が自己資本比率に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、総合企画部が月次でALM及び常勤理事会に報告しております。

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 目		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,712			
2	下方パラレルシフト	4			
3	スティープ化	8,921			
4	フラット化	4			
5	短期金利上昇	669			
6	短期金利低下	4			
7	最大値	10,712			
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	39,757	38,210		

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
- なお、昨年開示した旧基準による「内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要」の銀行勘定の金利リスクは4,212百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。
3. ΔNIIに係る開示は令和2年3月期より行いますので、この度は計測していません。

10. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの発生 の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」に基づき本部・営業店が一体となり、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理方針」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし定期的な点検・検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要な管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、ALM委員会等、各種委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

役職員の報酬体系の開示

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法等について規程で定めております。

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は177百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」123百万円、「賞与」24百万円、「退職慰労金」28百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

商品・サービスのご案内

預金商品

預金の種類		特 色	お預入期間	お預入金額
当座預金		会社や商店が、お取引上、安全で便利な小切手・手形をご利用になれます。	出し入れご自由	1円以上
普通預金		給与・年金のお受け取り、公共料金の自動支払など、日常のお財布代わりにご利用いただけます。キャッシュカードも全国ネットでご利用できます。	出し入れご自由	1円以上
無利息型普通預金(決済用預金)		ペイオフ全面解禁後も預金保険制度により全額保護されます。利息はつきません。	出し入れご自由	1円以上
普通預金(教育資金一括贈与専用口座)		租税特別措置法にもとづく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	入出金ともに一定の条件があります。	1円以上 1,500万円以内
総合口座		一冊の通帳で、普通預金に担保として定期預金及び、定期積金をセットし、必要なときには担保預金の90%、最高200万円まで、自動的に融資が受けられます。	出し入れご自由	1円以上
貯蓄預金		普通預金よりも利息が有利です。給与・年金の受取、公共料金等の自動支払いはご利用できません。I型においては、1ヶ月のお支払い回数は5回まで、それ以上は手数料が必要です。	出し入れご自由	残高30万円以上(I型) 残高10万円以上(II型)
通知預金		まとまったお金の短期運用に便利です。	7日間以上	1円以上
期日指定定期預金 (自由金利型定期預金)		利息計算は1年複利、お預け入れ後1年間の据置期間が経過すれば、いつでも払戻日が指定でき、預金の一部の金額でも払戻できる個人専用の定期預金です。(解約払戻日や一部支払いの払戻日は1ヶ月前にご指定ください)	最長3年 (据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
スーパー定期(自由金利型定期預金)		市場金利の動向に応じて金利が決定され、余裕資金の運用に最適です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
定額複利預金		利息計算は、半年複利。お預け入れ後半年間の据置期間が経過すればいつでも払出が可能です。	5年 (据置期間6ヶ月)	1万円以上 1,000万円未満
大口定期預金 (自由金利型定期預金)		金融市場の金利動向に応じて金利が決定され、1,000万円以上の運用に最適の預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
変動金利定期預金		お預入日から6ヶ月ごとに利率を見なおす定期預金です。	1年以上3年以内	1,000円以上
すこやか定期	I型	年金受給者向けに最高200万円までお預入が可能です。優遇金利にてお預かりしています。	1年	1,000円以上 200万円以内
	II型	年金受給者向けに最高500万円までお預入が可能です。優遇金利にてお預かりしています。	1年	1,000円以上 500万円以内
	III型	公的年金の受取指定をご予約された方を対象にした定期預金です。優遇金利にてお預かりしています。	受給権発生日を満期日とする期日指定定期預金(3年以内)	1,000円以上 200万円以内
介護支援定期預金		「要介護・要支援」者の認定を受けておられる方、及びその方を介護する家族の方に限り、1家族300万円まで預入できます。金利は店頭表示金利に上乗せでお得です。	1年	1,000円以上 300万円以内
スーパー定期積金		事業の拡張資金・財産形成・住宅の新築・増改築資金・結婚資金など計画的に準備する預金です。	1年以上5年以内	5,000円以上
にしんシルバーあい積金		年金受給者向けに掛払は隔月に自動振替によります。また金利も店頭表示に上乗せで非常に便利でお得です。	2年以上 5年以内	1回掛込 2万円以上
一般財形預金		貯蓄目的が自由な、勤労者の財産づくりに有利な預金です。	3年以上	1,000円以上
財形住宅預金		住宅取得のための資金づくりの預金です。元金550万円(財形年金預金と合算)まで、お利息が非課税の特典があります。	5年以上	1,000円以上
財形年金預金		将来の年金資金づくりの預金です。元金550万円(財形住宅預金と合算)までお利息が非課税の特典があります。	5年以上	1,000円以上

事業者向け融資

一般のご融資	手形割引	一般商業手形を割引いたします。			
	でんさい割引(電子記録債権割引)	商取引に基づき発生したでんさいネットが取り扱う電子記録債権を割引いたします。			
	手形貸付	仕入れ資金など短期運転資金としてご利用いただけます。			
	証書貸付	設備資金など長期の資金需要としてご利用いただけます。			
	当座貸越	一定のご契約額まで当座決済資金をご利用いただけます。			
	事業者カードローン	ご契約極度の範囲で必要なときにすぐご利用いただけます。			
	にしんオリコ事業性ローン	運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	1,000万円以内	5年以内	担保は原則不要、保証人は原則経営者のみ
創業支援融資	各種制度融資	兵庫県・各市町制度融資をお取り扱いしております。			
	にしん新事業支援融資	穴栗市内で新規事業・新事業分野への進出に対するご融資	500万円以内	5年以内	担保は原則不要
主な事業者向け代理店・代理業務融資	日本政策金融公庫連携融資制度「にしん創業サポート融資」	新たに事業を開始するまたは事業を開始して間もない方に、当金庫と日本政策金融公庫が連携して事業資金を提供します。	500万円以内	運転資金5年以内 設備資金7年以内	担保は原則不要、保証人は原則経営者のみ
	信金中央金庫	運転資金・設備資金等、資金使途に合わせてご利用いただけます。			
	日本政策金融公庫	小規模企業向けの小口資金、中小企業向けの長期資金、農林漁業や食品産業向けの事業資金			

(注) ご融資の種類により担保や保証条件が異なります。また保証料など別途頂戴する商品もございますので、各種ご融資の商品内容や条件につきましては、窓口へお気軽にご相談ください。

個人向け融資

ローンの種類	資金の使いみち	返済期間	ご融資額	保証先・担保・保証人
しんきんカードローン	事業資金・旧債返済資金以外は自由	3年	10万円以上100万円(10万円単位)	しんきん保証基金
にしんきんチャップするⅡカードローン	事業資金・旧債返済資金以外は自由	5年	10万円以上500万円	信金ギランティ
住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築・自宅用地の購入	35年以内	10万円以上10,000万円	不動産、保証人
しんきん住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築	35年以内	10万円以上8,000万円	しんきん保証基金
にしんジャックスリフォームローン	住宅の増改築、住宅の設備機器、50kw未満の太陽光発電設備	6ヶ月以上20年以内	10万円以上1,500万円以内、太陽光発電設備のみ10万円以上2,000万円以内	ジャックス
にしんジャックス無担保型借換住宅ローン	住宅ローン借換資金	6ヶ月以上20年以内	50万円以上1,500万円以内	ジャックス
にしんジャックス住宅購入・借換サポートローン	住宅の新築・購入、住宅ローン借換資金の不足額	6ヶ月以上15年以内	10万円以上500万円以内	ジャックス
リフォームプラン・エコ	太陽光発電システム・エコキュート・エコウィル等のエコ関連設備の購入・設備及びそれと合わせたリフォーム・借換資金	15年以内	1,000万円以内	しんきん保証基金
マイカーローン	マイカー購入・車検・修理費用	10年以内	1,000万円以内	しんきん保証基金
カーライフプラン・エコ	電気自動車、ハイブリット車用のエコカー新車限定商品	10年以内	1,000万円以内	しんきん保証基金
にしんジャックスマイカーローン	自動車購入資金・車検費用・修理費用・マイカーローン借換資金	6ヶ月以上10年以内	10万円以上700万円以内	ジャックス
にしんジャックスロードサービス付マイカーローン	自動車購入資金・車検費用・修理費用・マイカーローン借換資金	6ヶ月以上10年以内	10万円以上1,000万円以内	ジャックス
にしんフリーローンモア	自由(事業資金は不可)	10年以内	10万円以上1,000万円以内	オリエントコーポレーション
にしんフリーローン《プラス》	自由(事業資金も可)	6ヶ月以上10年以内	10万円以上500万円以内	クレディセゾン
にしんジャックス住宅所有者限定フリーローン	自由(事業資金は不可)	6ヶ月以上10年以内	10万円以上500万円以内	ジャックス
にしんスマイルローン	自由(事業資金も可)	5年以内	300万円以内	原則、無担保無保証
しんきん個人ローン	マイカー・旅行・医療・電化製品等の購入	10年以内	500万円以内	しんきん保証基金
しんきん学資ローン	入学金・授業料等	最高15年	50万円以上500万円以内	しんきん保証基金
しんきん教育カードローン	入学金・授業料等	最高15年	50万円以上500万円以内	しんきん保証基金
しんきん教育ローン	入学金・授業料等	16年以内	1,000万円以内	しんきん保証基金
にしんジャックス教育ローン	入学金・授業料等	6ヶ月以上15年以内	10万円以上500万円以内、医科・歯科・獣医科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内	ジャックス
しんきん無担保シニアライフローン	住宅の購入・新築・増改築・自宅用地の購入借換	3ヶ月以上20年以内	2,000万円以内	しんきん保証基金
しんきんシニアライフローン	マイカー・旅行・医療・電化製品等の購入	3ヶ月以上10年以内	100万円以内	しんきん保証基金

商品利用にあたっての留意事項

金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下したり、金利とは別に手数料や保証料を求めたりする商品もございます。
お借入の際には、ご無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

各種サービス

サービスの種類	特 色
でんさいネット（電子記録債権）	従来の手形に代わる新たな決済手段です。手形とは異なり、印紙税はかかりません。また、債権の分割ができます。さらに、期日に資金が振込入金されその日から利用できるなどの特徴があります。
キャッシュサービス	当金庫のキャッシュカードは当金庫の自動機コーナーのほか全国の金融機関の自動機コーナーで利用できます。また他金融機関、クレジット会社発行のキャッシュカードも当金庫の自動機で利用できます。また、当金庫のキャッシュカードで当金庫設置の自動機を利用される場合は、終日手数料は無料です。
デビットカードサービス	デビットサービス加盟店でお買い物やご飲食をされる際、お持ちのキャッシュカードで現金を持たずにお支払いができるサービスです。
クレジットカードサービス	しんきんVISAカード、しんきんJCBカード等、各種カードの取扱いをしております。
公共料金等の自動支払	電気・ガス・水道・電話・NHKの公共料金や申告所得税等をご指定の口座から自動的に支払います。
給与・年金受取サービス	給与・ボーナス、各種年金をご指定の口座で自動的に受け取れます。
自動送金サービス	家賃や地代など毎月一定額の支払いについて指定日に当金庫本支店、及び他金融機関の指定口座に送金します。
テレホンバンキング	キャッシュカード発行済の普通預金（総合口座を含む）について、ご家庭の電話・携帯電話でお振込や残高照会ができます。
個人インターネットバンキング	インターネット等を利用して携帯電話やパソコンから振込や残高照会ができる情報化時代にマッチしたサービスです。
法人インターネットバンキング	インターネットに接続したパソコンから当金庫のホームページにアクセスして、毎月の支払いや給与支払いを一括して行うことができます。
口座振替受付サービス	当金庫のキャッシュカードで、収納機関において預金口座振替契約が締結できるサービスです。
しんきん電子マネーチャージサービス	お客様の預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、その場でチャージ(入金)できるサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客様の携帯電話、パソコンから収納機関のインターネットサイトで、預金口座振替契約を締結できるサービスです。
しんきんATM ゼロネットサービス	しんきんキャッシュカードなら、全国どこかのしんきんATMでも、平日/8:45～18:00の入出金、土曜日/9:00～14:00の入出金のご利用手数料が無料です。
貸金庫	預金証書・権利書等の重要書類、宝石・貴金属など大切な財産を盗難、災害など不慮の事故から守ります。
夜間金庫	金庫の営業終了後、お客様の手持ち現金、お店の売上金をお預かりし、翌営業日にご指定の口座に入金します。
サッカーくじ払戻し業務	サッカーくじ(toto)の払戻し業務を行っております。取扱店舗は次の通りです。 本店営業部・加古川支店・夢前支店・龍野支店・姫路中央支店

その他の商品

サービスの種類	特 色
外国通貨預金	短期的な運用に便利です。なお信金中央金庫を通じての取り扱いになります。米ドルのみの取り扱いとなっています。
国債の窓口販売	個人向け国債、新窓販国債を取り扱っております。
投資信託の窓口販売	中期国債ファンド、しんきん国内債券ファンド、アセット・ナビゲーション・ファンド、ノムラジャパンオープン、MHAMスリーウェイオープン、しんきんインデックスファンド225、しんきんトピックスオープン、損保ジャパングリーン・オープン、日興ジャパンオープン、ダイワバリュー株オープン、しんきん海外ソブリン債セレクション、しんきん3資産ファンド、DIAM高格付インカムオープン、しんきんJリートオープン、を取り扱っております。
確定拠出年金	確定拠出年金は、充実した老後の生活を実現するための資産を、自らの責任で形成していく新しい年金制度です。
しんきんグッドすまいる	当金庫にて住宅ローンをご利用されるお客様に対して、火災保険・地震保険・家財保険へのご加入ができます。
しんきんグッドサポート	住宅ローンをご利用になるお客様が病気やけがにより就業できなくなったとき、保険金によりローン返済月額をカバーします。
しんきんグッドパスポート	海外旅行保険を取り扱っております。海外旅行中のけがや病気、予期せぬ賠償責任や携行品の損害に備える保険です。
個人年金保険の窓口販売	老後生活資金の準備、資産の運用、相続準備、死亡保障等お客様のニーズに応じた商品を選択できます。
医療保険の窓口販売	病気やケガによる入院等を一生保障します。また、入院・手術だけでなく、ガン等の八大疾病、女性疾病、介護への備えをプラスできます。
標準傷害保険の窓口販売	傷害による通院、入院、死亡時に、補償が得られます。
まごころ共済の窓口販売	あなた（契約車両）が万が一の事故に遭遇した場合に、事故の当事者である契約車両を運転中のあなたと同乗者、そして相手側の運転手と同乗者の双方のケガと死亡に対する補償をします。
企業総合賠償責任保険の窓口販売	建設業、製造業、販売業、飲食業ならではのリスクに幅広く対応します。
業務災害補償保険	事業者の業務上の災害にかかわるさまざまなリスクを補償します。
しんきん相続信託（こころのバトン）	ご自分の将来の生活資金としての定期的な受取りや、ご家族に残す金額および受取方法をあらかじめ指定できます。お客様に万が一のことがあったとき、ご家族が安心して生活できるよう準備をします。
しんきん暦年信託（こころのリボン）	お子さまへ、お孫さまへ、ご家族へ、生前贈与をサポートします。

手数料一覧表(消費税込み)

取立手数料 (単位:円)

種 類	他 行 宛	
	一 般	会 員
個 別 扱・普 通 扱	864	756

送金手数料 (単位:円)

種類・区分	他 行 宛		当庫本支店宛	
	一 般	会 員	一 般	会 員
電 信 扱	864	648	324	216
普 通 扱	648	540	216	108

振込手数料 (単位:円)

種類・区分		他 行 宛		当庫本支店宛	
		一 般	会 員	一 般	会 員
電 信 扱	5万円以上 5万円未満	756 540	706 490	432 216	382 166
文 書 扱	5万円以上 5万円未満	756 540	706 490	—	—
A T M 扱	5万円以上 5万円未満	648 432	(除現金扱) 598 382	324 108	(除現金扱) 274 108
自 動 振 込	5万円以上 5万円未満	648 432	598 382	324 108	274 108
資 金 移 動	5万円以上 5万円未満	648 432	598 382	324 108	274 108
パソコン モバイル等	5万円以上 5万円未満	648 432	598 382	324 108	274 108

為替・その他の手数料 (単位:円)

種 類	他 行 宛	当庫本支店宛
不渡返却料	1,080	1,080
取立組戻料	1,080	1,080
送金振込組戻料	1,080	1,080

でんさい利用手数料 (単位:円)

種 類	代 金
記録請求手数料(代行・本支店)	324
記録請求手数料(代行・他行庫)	432
記録請求手数料(PC・本支店)	216
記録請求手数料(PC・他行庫)	324
口座間資金決済手数料(仕向)	※
口座間資金決済手数料(被仕向)	324
残高開示手数料	3,240
特例開示手数料	2,160
支払不能情報照会	3,240
その他の記録請求等	1,080

※電信扱い振込手数料に準じる

キャッシュサービス手数料 (単位:円)

利用時間帯		取 引	カードの種類				
			当金庫	他信用金庫	他金融機関	ゆうちょ銀行	クレジット会社
平日	8:00~ 8:45	入金 出金	無料 (注5)	108	216	— 216	108
	8:45~ 18:00	入金 出金	無料	無料	108	108	無料
	18:00~	入金 出金	無料 (注5)	108	216	216	108
土曜	9:00~ 14:00	入金 出金	無料	無料	216	— 108	無料
	14:00~	入金 出金	無料 (注5)	108	216	— 216	108
日曜 祝日	9:00~	入金 出金	無料 (注5)	108	216	— 216	108
12月 31日	9:00~	入金 出金	無料 (注5)	108	216	— 216	108

(注1) 利用時間帯は、自動機コーナーにより異なります。(注2) 振込の場合は、本手数料に併せて振込手数料がかかります。(注3) クレジット会社のカードをご利用になる場合は、本手数料以外に取扱手数料がかかります。(注4) 他金融機関のご入金は、第二地方銀行、信用組合、労働金庫のカードがご利用できます。(一部ご利用できない金融機関があります。)(注5) 播磨科学公園都市、アスパ高砂、コープ田寺、姫路赤十字病院、姫路循環器病センター、イオン姫路大津の各ATMコーナーは、当金庫のカードをご利用の場合も、次の時間帯は手数料が必要です。・「平日」8:00~8:45、18:00以降・「土曜」14:00以降・「日曜・祝日、12月31日」終日

融資関連手数料 (単位:円)

種 類			代 金
不動産担保 事務取扱 手数料	(根) 抵当権の設定 ※1	5千万円以下 5千万円超	10,800 21,600
	商品土地担保抹消 1区画(1戸)につき		10,800
	(根) 抵当権の順位変更 ※1		10,800
	(根) 抵当権の譲渡 ※1		32,400
	根抵当権の極度額の変更		10,800
	(根) 抵当権の追加担保設定 ※1 ※2		10,800
	(根) 抵当権の債務者変更・追加 ※1 ※3		10,800
	(根) 抵当権の抹消 (つなぎ融資除く) ※1		10,800
	(根) 抵当権の一部抹消 ※1		10,800

※:但し、別途手数料に関する特約書を差し入れて頂いている場合は、その特約書の定めによるものとします。

※1:住宅ローンは除きます。

※2:追加担保設定は新規設定時に追加担保の約定がある場合を除きます。

※3:債務者変更は相続による場合を含みます。

(単位:円)

種 類		代 金
債権譲渡担保融資手数料	1担保設定につき	10,800
動産譲渡担保融資手数料	1担保設定につき	10,800
太陽光発電融資取扱手数料	1案件につき	21,600
住宅ローン 条件変更 手数料	一部繰上げ返済	3,240
	条件変更	3,240
	期限前完済(実行後3年以内)	3,240
	期限前完済(実行後5年以内)	2,160
	期限前完済(実行後7年以内)	1,080
融資証明発行手数料		2,160

※但し、別途手数料に関する特約書を差し入れて頂いている場合は、その特約書の定めによるものとします。

その他の手数料 (単位:円)

種 類		数 量	代 金
手形・小切手帳代金		小切手帳1冊(50枚)	648
		約束手形帳1冊(25枚)	432
		為替手形帳1冊(25枚)	432
	署名イメージ 処理分	小切手帳1冊(50枚) 約束手形帳1冊(25枚)	864 648
マル専口座		手形用紙1枚	540
		口座開設手数料	3,240
自己宛小切手発行手数料		1枚	540
国債管理手数料		年間	1,296
夜間金庫手数料		年間	25,920
		入金帳1冊	5,400
貸金庫手数料 (年間) 貸金庫は店舗毎に サイズや仕様、代 金が異なっており ます。詳細は、こ利 用を希望される店 舗窓口にご確認く ださい。	貸金庫手数料	4種(高さ24cm)	12,960
		3種(高さ18cm)	10,800
		2種(高さ12cm)	8,640
		1種(高さ8cm)	6,480
	自動貸金庫 手数料Ⅰ	大(高さ15cm)	21,600
		小(高さ7.5cm)	12,960
	自動貸金庫 手数料Ⅱ	大(高さ14cm)	24,840
		中(高さ10cm)	21,600
	自動貸金庫 手数料Ⅲ	小(高さ6cm)	16,200
		特大(高さ21.6cm)	25,920
大(高さ17.8cm)		21,600	
		中(高さ12cm)	17,280
		小(高さ7.6cm)	12,960
貸渡保護函手数料		—	6,480
e/バンキングサービス 基本手数料(月額)		テレホンサービス	1,080
		ファクシミリサービス	
		ホームユースサービス	
		FBサービス	2,160
		インターネットバンキング	無料
しんきんANSERサービス(通知)		法人インターネットバンキング	2,160
窓口扱い両替手数料		—	540
		1枚～50枚	無料
		51枚～300枚	108
		301枚～1,000枚	540
		1,001枚以上(1,000枚毎に)	540円追加
普通預金(教育資金一括贈与専用口座)払戻事務手数料		—	1,080
貯蓄預金払 戻回数超過手数料	貯蓄預金Ⅰ型	月間の払戻回数6回以降1回毎	108
	貯蓄預金Ⅱ型	—	—
証明書発行手数料		—	432
通帳・カード各再発行手数料		—	1,080
キャッシュカード暗証番号変更事務手数料		—	540
個人 情報 開 示 手 数 料	氏名・住所・生年月日・電話番号・ メールアドレス・勤務先・所得額・ 口座番号等、及び残高	1枚	1,080
	取引履歴	1枚	216
		5枚以上	1,080
		用紙代1枚	32

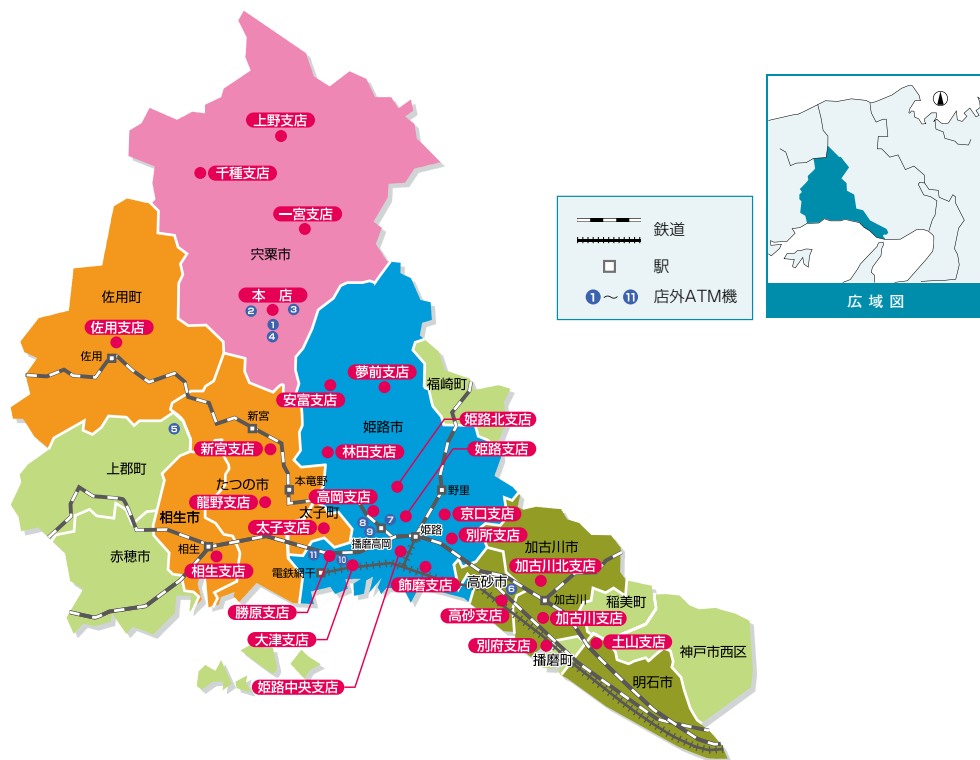
にしんのあゆみ

年 月	金庫の主な出来事
昭和23年	8月 産業組合法に基づき「保証責任山崎信用組合」設立
24年	12月 市街地信用組合法に基づき「山崎信用組合」に改組
25年	4月 中小企業等協同組合法に基づき「山崎信用組合」に改組
26年	4月 千種支店開設 8月 穴栗信用組合に名称変更 9月 上野支店開設 12月 信用金庫法に基づき「穴栗信用金庫」に改組
28年	12月 山崎96番地に本店新築移転
30年	9月 一宮支店開設 9月 営業地区の拡張(佐用郡)
33年	5月 安富支店開設
34年	5月 創立10周年式典挙行(預金量6.7億円)
39年	2月 営業地区の拡張(新宮町、林田町) 12月 新宮支店開設
42年	2月 営業地区の拡張(太子町、龍野市、姫路市)
44年	2月 姫路支店開設 5月 創立20周年式典挙行(預金量62億円) 11月 事務センター設置、電子計算機導入
45年	12月 太子支店開設 12月 預金量100億円達成
47年	9月 営業地区の拡張(揖保郡、相生市、飾磨郡) 12月 「西兵庫信用金庫」に名称変更 12月 姫路北支店開設
48年	8月 営業地区の拡張(高砂市、加古川市)
49年	11月 日本銀行取引開始 12月 高砂支店開設
50年	9月 にしんエプロン主婦の会結成
51年	10月 全国信用金庫為替オンライン開始
52年	2月 信金オンライン加盟
54年	5月 山崎190番地へ本店新築移転 5月 創立30周年式典挙行(預金量473億円) 9月 預金量500億円達成 12月 高岡支店開設
56年	4月 勝原支店開設 10月 両替業務開始
57年	4月 京口支店開設 5月 にしんクラブ(若手経営者)結成 12月 店外ATM(本店営業部南口出張所)開設
58年	6月 国債窓口販売取扱開始 11月 加古川支店開設 12月 国債代理店認可
59年	7月 営業地区の拡張(香寺町、福崎町) 11月 夢前支店開設 12月 店外ATM(本店営業部穴栗総合病院出張所)開設
60年	4月 安富支店林田出張所開設
61年	2月 預金量1,000億円達成
62年	10月 加古川北支店開設
63年	10月 企業内オフCD設置(兵庫日本電気(株)) 2月 週休2日制実施 5月 創立40周年式典挙行(預金量1,330億円) 11月 林田支店開設(旧、安富支店林田出張所) 11月 第三次オンライン開始
平成 元年	2年 4月 太子支店店舗改築 4月 アメニティーハウス竣工(テニスコート) 6月 営業地区の拡張(赤穂郡上郡町、赤穂市) 6月 預金量1,500億円達成 12月 龍野支店開設
3年	4月 店外ATM(播磨科学公園都市出張所)開設 12月 書類保存用倉庫建築
4年	7月 FAX—OCR(為替集中振込)開始 10月 CDコーナー休日営業(土曜日)全店開始 10月 「財団法人にしん地域振興財団」設立 12月 相生支店開設
5年	4月 サキランド出張所開設 9月 新宮支店店舗改築
10月	10月 店外ATM(ウェルマート太子店出張所)開設
6年	6月 預金量2,000億円達成 7月 営業地区の拡張(加古郡播磨町・稲美町) 9月 本店営業部南口出張所改築
7年	4月 勝原支店店舗改築移転 7月 にしんビジネス(株)設立
8年	6月 店外ATM(コープエコー龍野出張所)開設 12月 姫路中央支店開設
9年	6月 流通・信販系カード会社とのキャッシュサービスについての業務提携 6月 にしんOB会発足 10月 監査法人トーマツとの契約 11月 オンライン処理(FAX)による資金移動取扱開始
10年	1月 資産の自己査定作業開始 5月 店外ATM(アスパ高砂出張所)開設 8月 創立50周年 11月 上野支店店舗改築移転

年 月	金庫の主な出来事
12月	預金量2,500億円達成
12月	庫内ネットワーク開始
11年	3月 郵貯ATM接続開始 4月 証券投資信託窓口販売取扱開始 4月 研修所・厚生寮開設(新宮町) 5月 創立50周年記念式典挙行(預金量2,519億円) 6月 創立50周年記念式典役職員クルージング 9月 モバイルバンキング取扱開始 9月 インターネットホームページ開設
11月	林田支店店舗改築
11月	一宮支店店舗改築
12年	3月 店外ATM(イトーヨーカドー広畑店出張所)開設 3月 サキランド出張所改修 3月 姫路北支店店舗改築
11月	店外ATM(コープ田寺出張所)開設
12月	山崎町指定金融機関業務取扱開始
12月	店外ATM(穴栗市役所出張所)開設
13年	3月 飾磨支店開設 3月 サッカーくじの払戻し業務取扱開始 3月 保険窓口販売業務取扱認可 7月 店外ATM(イーグルひめじ出張所)開設 11月 店外ATM(姫路赤十字病院出張所)開設 12月 高砂支店店舗改築
12月	確定拠出年金運営管理機関の登録
14年	10月 生命保険窓口販売取扱開始
15年	1月 店外ATM(姫路循環器病センター出張所)開設 1月 個人向け国債取扱認可 4月 店外ATM(大手前出張所)開設 4月 預金量3,000億円達成 9月 高岡支店店舗改築
16年	4月 別府支店開設 5月 法人インターネットバンキング取扱開始 11月 店外ATM(イオン姫路大津出張所)開設 12月 本店耐震補強工事完了
17年	1月 営業地区の拡張(明石市、神戸市西区) 4月 穴栗市指定金融機関業務取扱開始 5月 兵庫県立大学と産学連携協定締結
18年	6月 店外ATM(県立西播磨リハビリセンター出張所)開設 11月 大津支店開設
19年	4月 預金量3,500億円達成 8月 千種支店店舗改修 12月 佐用支店開設 12月 京口支店店舗改築
20年	6月 AED設置(7カ所)、クールビズ実施 8月 にしんJ-CLUB発会式、本店外壁補修工事完了
21年	3月 穴栗市役所出張所(ATM)新庁舎に移転 6月 創立60周年記念誌発行 6月 加古川北支店店舗改築 8月 優先出資が発行できる旨の登記
22年	5月 預金量4,000億円達成 12月 姫路支店店舗改築
23年	3月 別所支店開設 9月 点字ブロック敷設
24年	7月 ツカザキ病院出張所開設 12月 経営革新等支援機関として認定
25年	2月 でんざいネット取扱開始 4月 土山支店開設 7月 教育資金一括贈与に係る預金取扱開始
26年	1月 NISA(少額投資非課税制度)取扱開始 5月 中小企業等協同組合法に基づく共済窓口販売取扱開始 6月 日本政策金融公庫との連携による「創業サポート融資」の取扱開始 7月 「にしん個別商談会」の開催
11月	アメニティーハウス横テニスコート改修
27年	2月 安富支店店舗改修 9月 太子支店移転用地取得 9月 穴栗市、穴栗市商工会、(株)日本政策金融公庫と「創業支援等に係る業務連携・協力に関する協定」締結 12月 たつの市と「地域見守り活動に関する協定」締結 12月 穴栗市と「高齢者地域支え合い活動事業に関する連携協定」締結
28年	2月 「しそビジネスサポート2016」開催 7月 緊急時における役職員の安否確認システムを稼働 10月 「第2回しそビジネスサポート」開催
11月	太子支店移転新築オープン
29年	3月 信託契約代理業の登録 12月 「第3回しそビジネスサポート」開催
30年	1月 「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」公表 3月 預金量4,500億円達成 6月 穴栗市、穴栗市商工会と「包括連携協定」締結 10月 本部建物の改修 出資証券の不発行化 12月 「第4回しそビジネスサポート」開催 Origami Payとの業務提携

事務所の名称及び所在地

営業地区・店舗網



店舗一覧 (平成31年3月末現在)

地 区		店 名	住 所	TEL	キャッシュコーナー稼働時間	
					平 日	土・日曜日・祝日
西播磨エリア	宍粟地区	本 店	〒671-2595 宍粟市山崎町山崎190	0790-62-2020	8:45~18:00	—
		千種支店	〒671-3201 宍粟市千種町千草85	0790-76-2010	8:00~20:00	9:00~17:00
		上野支店	〒671-4221 宍粟市波賀町上野208-9	0790-75-2010	8:00~20:00	9:00~17:00
		一宮支店	〒671-4131 宍粟市一宮町安積1357-7	0790-72-0660	8:00~20:00	9:00~17:00
	揖龍佐用地区	新宮支店	〒679-4313 たつの市新宮町新宮769-1	0791-75-1315	8:00~20:00	9:00~17:00
		太子支店	〒671-1561 揖保郡太子町鰯27-1	079-277-1881	8:00~20:00	9:00~17:00
		龍野支店	〒679-4167 たつの市龍野町富永491-4	0791-62-2080	8:00~21:00	9:00~19:00
		相生支店	〒678-0023 相生市向陽台6-4	0791-22-2488	8:00~20:00	9:00~17:00
中播磨エリア	姫路地区	佐用支店	〒679-5301 佐用郡佐用町佐用216-1	0790-82-0240	8:00~20:00	9:00~17:00
		安富支店	〒671-2401 姫路市安富町安志1127-4	0790-66-2400	8:00~20:00	9:00~17:00
		姫路支店	〒670-0046 姫路市東雲町4丁目6-1	079-297-1210	8:00~20:00	9:00~17:00
		姫路北支店	〒670-0074 姫路市御立西5丁目14-1	079-298-0221	8:00~21:00	9:00~19:00
		高岡支店	〒670-0061 姫路市西今宿3丁目9-1	079-298-1151	8:00~21:00	9:00~19:00
		勝原支店	〒671-1213 姫路市勝原区宮田171-1	079-274-2020	8:00~20:00	9:00~17:00
		京口支店	〒670-0844 姫路市城東町野田1-7	079-223-2440	8:00~20:00	9:00~17:00
		夢前支店	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄1173-1	079-336-2345	8:00~21:00	9:00~19:00
		林田支店	〒679-4221 姫路市林田町林谷569-1	079-261-2222	8:00~20:00	9:00~17:00
		姫路中央支店	〒672-8071 姫路市飾磨区構4丁目63-3	079-233-5200	8:00~21:00	9:00~19:00
		飾磨支店	〒672-8038 姫路市飾磨区阿成鹿古265	079-235-2424	8:00~21:00	9:00~19:00
		大津支店	〒671-1131 姫路市大津区天神町1丁目80	079-239-3300	8:00~21:00	9:00~19:00
		別所支店	〒671-0221 姫路市別所町別所2丁目69-5	079-253-6226	8:00~21:00	9:00~19:00
東播磨エリア	高砂・加古川・明石地区	高砂支店	〒676-0005 高砂市荒井町御旅2丁目10-2	079-443-1313	8:00~21:00	9:00~19:00
		加古川支店	〒675-0031 加古川市加古川町北在家2237	079-424-2424	8:00~21:00	9:00~19:00
		加古川北支店	〒675-0067 加古川市加古川町河原172-2	079-421-2424	8:00~20:00	9:00~17:00
		別府支店	〒675-0123 加古川市別府町朝日町3-1	079-435-0088	8:00~20:00	9:00~17:00
		土山支店	〒674-0074 明石市魚住町清水2362-187	078-942-1212	8:00~21:00	9:00~19:00

店外ATMコーナー (平成31年3月末現在)

出張所名	キャッシュコーナー稼働時間	
	平 日	土・日曜日・祝日
① 本店南口出張所	8:00~21:00	9:00~19:00
② 宍粟総合病院出張所	9:00~17:30	—
③ 宍粟市役所出張所	8:30~18:00	—
④ サキランド出張所	9:00~21:00	9:00~20:00
⑤ 播磨科学公園都市出張所	9:00~18:00	9:00~18:00(土曜日のみ)
⑥ アスパ高砂出張所	9:00~19:00	9:00~17:00

出張所名	キャッシュコーナー稼働時間	
	平 日	土・日曜日・祝日
⑦ コーブ田寺出張所	8:00~20:00	9:00~17:00
⑧ 姫路赤十字病院出張所	8:00~20:00	9:00~17:00
⑨ 姫路循環器病センター出張所	9:00~18:00	—
⑩ イオンモール姫路大津出張所	9:00~21:00	9:00~19:00
⑪ ツカザキ病院出張所	9:00~17:00	9:00~17:00(土曜日のみ)

